

平成21年第4回竹原市議会定例会会議録

平成21年11月30日開会

(平成21年11月30日)

議席順	氏 名	出 欠
1	大 川 弘 雄	出 席
2	道 法 知 江	出 席
3	宮 原 忠 行	出 席
4	片 山 和 昭	出 席
5	鴨 宮 弘 宜	出 席
6	北 元 豊	出 席
7	宗 政 信 之	出 席
8	大 森 洋	出 席
9	稲 田 雅 士	出 席
10	唐 崎 輝 喜	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席
15	天 内 茂 樹	出 席
16	小 坂 明 三	出 席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 笹 原 章 弘

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	友 久 秀 紀	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	胡 家 亮 一	出 席
総 務 課 長	今 榮 敏 彦	出 席
企 画 政 策 課 長	山 本 耕 史	出 席
財 政 課 長	谷 岡 亨	出 席
税 務 課 長	久 重 雅 昭	出 席
会 計 管 理 者	大 下 建 宗	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 賢	出 席
選 管 ・ 事 務 局 長	今 榮 敏 彦	出 席
民 生 部 長	中 沖 明	出 席
市 民 生 活 課 長	大 澤 次 朗	出 席
協働のまちづくり推進室長	森 野 隆 典	出 席
忠 海 支 所 長	堀 川 豊 正	出 席
人 権 推 進 室 長	和 泉 伸 明	出 席
社 会 福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
福 祉 保 健 課 長	前 本 憲 男	出 席
建 設 産 業 部 長	三 好 晶 伸	出 席
産 業 文 化 課 長	桶 本 哲 也	出 席
観 光 文 化 室 長	中 川 隆 二	出 席
建 設 課 長	柏 本 浩 明	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	山 元 立 志	出 席
下 水 道 課 長	平 田 静 登	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	新 谷 寿 康	出 席
教 育 委 員 会 学 務 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	新 谷 寿 康	出 席
水 道 課 長	加 藤 洋 孝	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 6 6 号 町及び字の区域の変更について

日程第 4 議案第 6 7 号 竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

日程第 5 議案第 6 8 号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 6 議案第 6 9 号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 7 一般質問

午前１０時００分 開会

議長（小坂智徳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１６名であります。定足数に達しておりますので、これより平成
２１年第４回竹原市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長から報告いたします。

まず、監査委員より、平成２１年８月から平成２１年１０月分までの例月出納検査結果
の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願いま
す。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情等受理状況一
覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長からの報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第１

議長（小坂智徳君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において松本進君、片山和
昭君を指名いたします。

日程第２

議長（小坂智徳君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から１２月３日までの４日間といたしたいと思えます。これ
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から１
２月３日までの４日間と決定いたしました。

日程第３

議長（小坂智徳君） 日程第３、議案第６６号町及び字の区域の変更についてを議題とい

たします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第66号町及び字の区域の変更について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、田万里町下田万里地区土地改良事業について、事業の施行により土地の区画形態等の変更が行われ、町及び字の区域を変更する必要性が生じたため、施行区域内の町及び字の区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、この町または字の区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定により、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から効力を生じるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4

議長（小坂智徳君） 日程第4、議案第67号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第67号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、人事院の平成21年8月11日付の給与改定に関する勧告及び国家公務員の給与の改定状況等を考慮して、職員の給料月額等を改定するとともに、人事院の平成20年8月11日付の勤務時間の改定に関する勧告及び国家公務員の勤務時間の改定状況等を考慮して職員の勤務時間を改定するなど、必要な改正を行うものであります。

本年度の国家公務員の給与改定は、人事院の勧告に基づき、初任給など若年層の給与を除く給与の引き下げ及び期末勤勉手当の支給率の引き下げなどが実施されております。

本市職員の給与改定について検討した結果、国家公務員の給与改定に準じて給料表の改定を行うとともに、期末勤勉手当の支給率について、現行の年間支給割合4.5月分を4.15月分に引き下げるものであります。

また、自宅に係る住居手当を廃止すること、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、この引き上げ分の支給にかえて代休時間を指定することができることとすること、職員の勤務時間について1週間当たり38時間45分とし、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとするなど、国家公務員及び県内自治体の状況にかんがみ、人事院の勧告に沿った整備を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 今回、給与を改定ということで0.2%の減額とかボーナスの削減とかという提案でありますけれども、私は確かに人事院の勧告等が出されているのは承知しておりますが、特に私が今考えなくてはいけないのは昨年秋以降の景気対策ということで、私はこれを考える場合に、まず1つは安定した雇用といいますか、各家の収入をいかにふやすかということが1つの柱になる、2つ目には社会保障の拡充と安心・安全といいますか、この2つの大きな柱がどうしても重点的に対策をとらなくてはいけないというふうに常々言っております。

それで、今回の提案の場合に、ちょっと一連の資料をもらっておりますと、確かに給与

の削減とボーナスのカットで年間4, 300万円余りの影響額というふうに伺っております。1人当たりにすれば、平均ですけれども、年間18万円ぐらい、一月1万5, 000円ぐらいですか、なろうかというふうに思うんです。数値が違ってれば、訂正をお願いしたいと思うんですが。いずれにしても、こういった削減で4, 300万円の削減になるわけですから、1人当たり18万円ぐらいの減収ということになります。ですから、こういったもんを考える場合は、私は先ほど言ったような景気対策という大所高所といいますか、そういった場合が考慮されているのかなということを率直に市長に伺いたいと。確かに、あと働く意欲の問題とか、いろいろ民間賃金への影響という、そこもあります。ですから、私は単なる人勧で減らせと、カットしなさいということだから、竹原市も同じようにやるということだけでは、本来の景気対策、竹原市全体の景気対策から見て、適切な措置とは私は言えないというふうに思いますので、そういった点、市長はどのようにお考えなのかを、1点目として伺っておきたいと。

それから、2点目の時間短縮というのは、私も賛成なんですけれども、1つは何か別の対策が要るんじゃないかというふうに私は感じるわけです。それで、短縮は賛成なんですけれども、今こそさっき言った市民サービスの拡充とか雇用の創出という、この施策が要るんじゃないかと思うんです。ですから、今回は時短という提案ですけれども、この時点で例えば15分短縮になるわけですから、逆に言えば、それだけの私は雇用の創出ができるんじゃないかというふうに思うわけです。ですから、単純計算でいかないかもわからないけれども、15分全体職員の数ということになるんでしょうから、減らした場合ですね、新たな雇用の創出は何人ぐらい期待できるのかなということで、私はその分だけ市民サービスの拡充なり、いろいろ手当てを打てると。さっき言った安定した雇用の創出という、景気対策もかかわりますけれども、そういった対策は考えておられるのかどうかを2点目として伺っておきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 1点目の質問でございますが、人事院勧告そのものが、国家公務員の給与というものが市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的と考えられているところでございまして、民間における過去1年間の支払い実績を正確に把握され、支給割合に換算した上で、官民均衡を図り、必要があれば、職員の給与、特別給等も含みますが、改定をすることが基本とされているというところでございます。というこ

とになりますと、基本的には、民間との均衡というものが大前提となるというものになるわけですが、本年度8月に人事院の本勧告が発表されたところでございます、本市としまして、職員の給与につきまして従前より人事院の勧告に準拠してまいりました。また、特別職等についても、これにあわせ改定を行ってきたところでございます。

このたびの勧告でも報告されましたとおり、昨年来の世界的な金融危機を発端といたしました景気の急速な悪化などによりまして、過去20年以上にわたり見られないほど大幅な前年比マイナスというふうな状況がございます。それらを合わせまして、本市を取り巻く社会経済情勢などから判断した結果、人事院勧告どおり改定すべきというふうに判断したというところでございます。

それから、2点目に時間短縮によりましての新たな雇用というふうな御質問でございますが、このたびの提案させていただきました案件は、昨年度の人事院勧告において示されたものでございます。勧告では、近年の民間企業の所定労働時間の状況をかながみまして、勤務時間について民間と均衡させるべきとの判断が示されたというところでございます。この勤務時間短縮に当たりましては、これまでの行政サービスを維持かつ行政コストの増加を招かないということが基本とされております。公務能率を一層の向上に努める必要があるというふうにされているところです。これらを踏まえまして、本市においても、勧告で示された精神のもとに、平成22年4月から勤務時間を変更させていただきたいというふうにお願いしているものでございます。勧告の趣旨のとおり、現行の人員をもってこれまでのサービスを維持いたしまして、かつ行政コストの増加を招かないことを基本として、今後も努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

勤務時間の短縮を単に増員の職員数に計上するということは、単純に置きかえられるというふうな判断ができないものというふうに理解しております。なかなか推計というものは困難であるというふうな理解をしているところでございますので、その点御理解いただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 給与減というのは、確かに民間との均衡ってことを言われるんですけども、逆の面で、下げる、今度はまた民間が下がる、だから悪循環といいますか、ですからどっかでやっぱり歯どめをかけないといけないということを私は提案してるわけなんですけれども。

それと、これまでいろいろ今年度の中では定額給付金とか、さまざまな個人消費をいか

に温めるか、購買力につながるような施策をとるかということで、さまざまな施策が打っておられます。それで、そこへいろいろ知恵を出せばいいと思うんですけども、今回検討の中に、私は民間との整合性と言われるけども、逆に全体の水準を引き下げる悪循環に引き金を引くことになるといいますか、これを今回下げた場合は、逆に民間がまた今度は下がってくるということで悪循環になって、どっかでやっぱり歯どめをかけなくてはいけないというふうに私は思うわけです。ですから、そういった観点と、このままだんだんだんだん賃金が全体が下がってくるという心配は、懸念はどういうふうに考えておられるのかと。逆に、そういった方向をひとつ聞いておきたいんです。

それともう一つ、これまでの施策との関係で、私は景気対策ということも大所高所ということから言っているんですけども、ここへの影響といいますか、そこは民間との整合性ということは今説明がありましたが、私はもう一つ大きな立場から、この竹原市の経済回復、個人消費の回復という面では、この4,300万円も年間で減らすということは、逆にやっぱり個人消費を冷え込ますと。これまで、定額給付金とか、いろいろ施策を打ってきたけども、それに対する逆に冷や水をかけるようなことになりはしないかということで、景気対策に逆行すると、そういうふうに考えないのでしょうか。そこをもう一度答弁いただきたいと。

それから、2つ目の時間短縮の問題なんですけれども、私は、これまで前提として竹原市の正規職員の削減といいますか、これは集中改革プランといいますか、行革行革ということはわかりやすいと思うんですけども、これで人を減らし過ぎたと、端的に言えば。臨時職員をそこで置きかえて、その臨時職員が237人……。142人ですか、失礼しました。決算資料では、市長部局で142人の臨時職員、教育部局で59人の臨時職員、合わせて201人の臨時職員というふうになっております。それで、正規職員が237人ということでした。これは類似都市、決算のとき私が言いましたけれども、江田島は確かに合併した直後の町なんですけれども、江田島から見ても、相当職員数は少ないし、大竹市と比べても少ないということは、決算のときで指摘しました。ですから、率直にいびつな形での人事といいますか正規職員、私は安定した雇用の場が極端に少なくなって、臨時職員に置きかえられてるという現実も踏まえて、今回の時間短縮に当たっての雇用創出を考えるべきじゃないのかなということで、時短の提起だけじゃなくて、そういった関連は積極的に考えるべきじゃないのかなというふうに思うんです。ですから、さっきの説明では、コストの増大ということは云々と言われましたけれども、私は、コストの増大という

よりは、これまで人件費が限りなく削減されて、逆にいうたら、市民サービスの質の低下っていいですか、そこに必ず直結して、結果的には市民サービスの低下を招くと。働く人の労働条件の低下ということにもつながって、そういうことになるということは避けなくちゃいけないという大所といいですか、そういう立場から今まで提案してきたわけですから、今回の時短というのは私は賛成なんだけれども、こういったその次のステップのことは少しは考えていく必要があるんじゃないかということについて、もう一度ちょっと御答弁いただきたいなというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） このたびの改正によります影響というものが、個人消費の低下を招くというふうな御質問でございます。

繰り返しになるかとも思いますけれども、基本的には民間給与との比較による公務員給与の決定といいですか、人事院勧告により報告を受けた竹原市の対応ということでございますので、これにつきましては、公務員が特別この勧告によります措置というものを準拠しないということは、逆の面からも影響があるというふうな理解をしておるところでございます。

本市におきましては、過去より人事院勧告に準拠した対応というものをさせていただいてきたところでございまして、その点については、民間との格差の是正といいですか、そういうふうなものに対応する措置というふうに御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、職員数の確保についての御質問でございます。

市民サービスを維持確保するための必要な職員数につきましては、我々としても当該年度の事務事業の内容、事務量等を勘案いたしまして対応をさせていただいているところでございまして、このたび時間短縮となりますけれども、勧告の趣旨にもございますけれども、市民サービスの維持というものが水準を落とさないということが基本的な考え方として掲げられているところでございますので、その点については、このたびの措置による影響がないように、我々としては取り組まなければならないというふうに考えているところでございます。いろんな場面で施策を講じまして、市民サービスの向上には努めてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 同じ質問になって、市長のほうにお答えできればということで最

後にしますけれども、1つは、こういった給与なりボーナスのカットした場合で、私は1つは景気対策、これまでいろいろ市としてやってきたけれども、それは今度逆行する施策に結果としてなっている。ですから、そこはやっぱり考慮して対応する必要があるということについて市長はどうお考えなのかと。

それでもう一つは、さっき言った職員のリストラってということが限りなく進められてきた。というのは、先ほど言った臨時職員の数のとおりです。ですから、私は、今度時間短縮ということは賛成なんだけれども、こういった一つのきっかけとして、逆に雇用創出ということを思い切ってやっぱり打ち出すということぐらいは可能じゃないのかなというふうに思うんです。その点について、市長のほうでお答えができればしていただきたいなというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 総務部長、答弁。

総務部長（胡家亮一君） 今回の給与改定が経済対策等に逆行するのではないかという御質問でございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、職員の給与につきましては、国家公務員の給与、あるいは他の地方公共団体の給与、民間事業者の給与との均衡、こういったものを原則として定めるというような要請がなされておるところでございます。これまでもそうした考え方から、人事院勧告に準じて改定を行ってきたものでございます。

景気対策あるいは地域の消費促進策といったことについては、年初来経済対策予算をお願いいたしまして、継続的に取り組んでいるところでございまして、何とぞ御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、時間短縮による職員の増というようなことでございますけれども、これも勤務時間短縮の勧告の趣旨、今回の勧告の趣旨というのは、これまでの業務サービスを維持いたしまして、行政コストの増大、増加を招かないことがその基本にあるということでございます。一層の業務の合理化、効率化を図りまして、現在の予算や定員の範囲内で、業務遂行に影響を与えることのないよう、仕事の進め方の点検あるいは工夫によりまして、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 1 番。

1 番（大川弘雄君） ちょっと言わせてください。

そろそろこの人事院勧告という制度が、私は変わってもいいのではないかという、そう

いう時代が来てるんだというふうに思ってます。

公務員の給料というのは、今冷え込んだ景気の中で、特に小売業に対しては公共事業というふうに私はとらえております。ですから、前回の議会では、公務員の給料を下げるというところで難色を示させていただきました。社会全般の市民の多くの方は、公務員の給料を下げたほうが良いという意見も持っておられるような感覚はありますけれども、事現在に至っては、景気をどうするかということが最重要課題だというふうに私はとらえております。しかし、前回も下げてしまいましたので、流れというものに逆らうことはできないというふうには感じております。

次に、時短のことですけれども、竹原市は今時短を提案したわけですが、他市町では前回の議会で提案され、否決されたところも多数ありました。これは、住民に対するサービスの低下というところで否決されたようです。これに対して、時短もするが、給料も下げるということで折り合いをつけようということだと思いますけれども、それにしても住民サービスということに対しては、このままの状態で行っていいのかという懸念があります。私は、ぜひ労働時間のフレックス制度ですよね、時間は短くなったんだけど、朝早くから仕事を始めて夜遅くまで窓口をあけてますよという、このフレックスの制度を民間はどこでも取り入れております。朝番の人、昼番の人というふうに、2交代制になるわけですが、そういうことも考えながら、サービスの向上に努めていくべきだと思っておりますので、そのあたりの考えをお聞かせください。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今柴敏彦君） 時間短縮によるサービスの低下を招かない一つの施策として、フレックスタイムの御提言をいただいたところでございますが、この点につきまして今回の時間短縮によるサービスの維持といいますか、拡充というものは当然努めなければならないというふうに考えております。必要な窓口部署でのサービス拡充でありますとか、その点については現在検討させていただいてるところでございます。来年4月からの施行を予定いたしておりますけれども、その間にでき得る市民サービスの向上策につきまして調査研究の上、適切に対応させていただきたいというふうに、検討を続けさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 1 番。

1 番（大川弘雄君） 今度選挙ありますけれども、市長は8年やっておられますけれども、なかなかまだ住民サービスの向上に至っていないというふうに見ております。ぜひ、サービス

向上に向けて努力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 7 番。

7 番（宗政信之君） この提案を見ますと、公務員及び県内自治体の状況にかんがみ、人事院の勧告に沿った整備を行うものであると、こういうふうに提案をされております。

広報の8月号に、ラスパイレス比率が出ておりました。国家公務員の平均給与より、竹原市の職員が平均給与が高いということが出ておりました。市民の方から、たくさんお電話をいただきました。どのようになっているのかなと、適正な状況にするべき必要があるのではないかなと、こういう提案をたくさんお電話をいただきました。広島県23市町の中で、広島市に次いで高いということでもあります。この竹原市の職員の給与の実態について、どういう傾向でラスパイレス比率が高いのか、これが1点と、思い切った人事院勧告に沿った整備よりも踏み込んだ取り組みができないのかな。先ほど1番議員が言いましたように、住民サービスが十分できてない。さらには、1階の職場を見る限り、市民の方からは、緊張感が見えないというような不満もあります。さらに、こういう市の高い職員の給料の裏に、臨時職員の犠牲の上に成り立っているということもあります。臨時職員の給料はどのように取り組もうとされとるのか。特に、たびたび一般質問でもさせておりますけれども、例えば幼稚園、保育所等については、正職員と全く変わらない勤務内容でありながら、雲泥の差の賃金形態が今もまかり通っていることについて、どのような取り組みを考えておられるのか、以上お聞きをいたします。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今柴敏彦君） まず、1点目のラスパイレス指数に関しての考え方でございますが、議員のほうで御説明ありましたとおり、国家公務員の給与に対します各市町の職員との給与比率というふうなことが示されているところでございます。

竹原市におきまして、国家公務員との比較によりラスパイレス指数が100ポイントを超えておるということで公表させていただいているところでございますが、一定に我々として分析しておりますのは、基本的には国家公務員の職員構成と竹原市の職員構成の違いというものが、まずあるかと思えます。竹原市においては、議員御承知のとおり、昭和40年代、50年代に採用抑制をしてきたというふうなことで、いわゆる管理職員につくべき年齢到達年次が多少速くなっているという状況もございます。これらの影響もある中で、ラスパイレス指数の推移というものが現在あるというふうな考え方をしているところでございます。

いずれにいたしましても、あくまでも比較指数ではございますが、国家公務員との給与の比較というものも一定にはかんがみまして、職員給与のあり方については、やはり研究をしなければいけないというふうに考えているところでございます。今後も、その点取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、もちろん窓口職員の緊張感というふうな御提言もいただきましたが、職員の研修、または資質向上にかかわる取り組みなどにつきましては、継続的に進めなければならないというふうに考えておりますので、その点今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、臨時職員、賃金職員のお話がございました。もちろん保育現場にかかわりますれば、ゼロ歳児から3歳児までの不確定ないわゆる職員配置の部分を除きまして、議員がお話しされたような実情も一部あるわけでございます。この点につきましては、考え方の整理を早期に行いまして、必要な人員数の配置等につきましては検討をさせていただかなければならないというふうに考えているところでございます。いずれにいたしましても、保育所の職員配置等につきましては、いわゆる児童数の推移というものも一定には検討する中で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

臨時職員の給与、いわゆる賃金の額につきましては、一定には今までも給与に直接つながる休暇の付与でございますとか、一定程度労働条件についての検討というものも反映させて改正をしてきたところがございます。いずれにいたしましても、単価、額につきましては、いろいろな指標を参考にする中で、検討また改定に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 7番。

7番（宗政信之君） 今の答弁の中で、年齢的なのとか、平均年齢の違いが国家公務員とあるんじゃないか、そういうことでラスパイレス比率が国家公務員よりも高いという答弁に聞こえるわけですが、市民感覚からすれば、やはり広島市に次いで高い、こういうラスパイレス比率の問題をいつまでも放置しておくということは、極めて市民感情としては納得できないということもあります。今、答弁の中にありましたように、改定をしていく考えがあるんなら、今回にでもきちんとすべきではないかなというふうに思います。

それから、臨時職員のあり方について、正職員の大きなサポートをしているわけですが、一向にこの問題についてはたびたび各議員が指摘をして今日まで来ておりますけ

れども、いまだかつてそうした取り組みをまだ考慮中ということであれば、やはり早くこういう臨時職員に対する取り組みをきちんとして、少なくとも正職員と変わらない勤務をしている臨時職員に対しては、早急な給与改定といいますか、賃金改定といいますか、そうしたものが早急に取り組み、少なくとも市民サービスに影響がないというようなことにしていっていただきたいし、またそうした臨時職員の現状を見ると、お産をしてもいろいろ待遇が違うということの中で、非常に苦勞をされております。今、総務課長の取り組みを変えるということがあるんなら、早い時期に、今まで何回もそういう答弁をされてきたわけですが、できるだけ早い時期にそうした改定をしていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） まず、臨時職員の賃金につきましては、先ほども御説明申し上げましたが、賃金にかかわります休暇制度の付与でありますとか、新たに労働条件の改定等を今までもしてまいりました。具体的に賃金の額そのものにつきましては、あくまでもいろいろな指標のもとにやはり検討をしなければならないというように認識しておりますので、この点は、その上で適切に対応してまいりたいと思っております。

それから、いわゆる正職と同じ環境といいますか、状況での業務ということでございますが、いわゆる正職を措置すべきではないかというふうにとらえますと、その点については、必要な人員については適切に対応していかなきゃいけないというふうな認識をしておりますので、その点については、保育現場に限らず、必要な業務量ないし適正な人員配置については、今後も取り組んでまいりたいというふう考えているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、この議案に対して反対ということをしてしたいと思います。

先ほど申し上げたように、給与の削減が大きな比重を占めているというのが私の反対の理由なんですけれども、これまでとってきた景気対策の施策、私はそういった広い意味での対策から考えて、こういった人件費も考えなくてはいけないというふうに思いますので、そういったこれまでとってきた景気対策という面から見ても、今この段階でこういった人件費を抑えるということになれば、竹原市内の購買力を低下させる、景気対策にはな

らない、逆行する施策になるという立場から、私は反対をしたいと思うんです。

それと、人件費の時間短縮については、先ほども申し上げたように、この際そういった拡充っていいですか、市民サービスの向上ということが抜けておりましたので、ぜひそういった対策をとるべきだということを私は思います。

したがって、この提案自体が両方含まれておりますけれども、人件費の削減が大きい影響を与えるという立場から、反対をしたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小坂智徳君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5

議長（小坂智徳君） 日程第 5、議案第 6 8 号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 6 8 号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、さきに御審議いただきました議案第 6 7 号の本市の一般職員の給与改定等を実施することにあわせ、期末手当の支給率について、現行年間支給割合「4. 5 月分」を「4. 1 5 月分」に改正するものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6

議長（小坂智徳君） 日程第 6、議案第 69 号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 69 号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、さきに御審議いただきました議案第 68 号同様、本市一般職員の給与改定等を実施することにあわせ、期末手当の支給率について、現行年間支給割合「4.5 月分」を「4.15 月分」に改正するものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7

議長（小坂智徳君） 日程第 7、一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の平成 21 年第 4 回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位 1 番、松本進君の登壇を許します。

1 1 番（松本 進君） おはようございます。日本共産党の松本進です。発言通告に従って質問をいたします。

第 1 番目には、公契約条例の制定で、下請業者の賃金を守れ、こういったテーマで市長に伺います。

今、1, 0 0 0 万人を超える人々が、年収 2 0 0 万円以下を下回る低賃金で働かされています。また、派遣切りなどで職を失い、住まいも同時に失い、路上生活を余儀なくされるケースも少なくありません。厚生労働省の調査で、解雇や雇いどめで仕事を失った人のうち、年末までに雇用保険の失業給付が切れるのは約 3 9 万人、そのうち約 6 割は再就職できず、収入が途絶える見込みであります。年末年始に約 2 3 万人への支援が必要との報道がありました。竹原市のハローワークで見ますと、9 月の雇用保険の給付切れが約 4 0 人、毎月平均でも 4 0 人余りということを伺いました。その 6 割の人たちが再就職できない、収入が途絶えるということは深刻な事態であります。鳩山新政権には、一刻も早く、正規職員が当たり前の職場、雇用のルールを確立することが強く求められています。

ところで、千葉県野田市議会では、9 月下旬、全国初の公契約条例が成立しました。市の公共事業や業務を請け負った業者に対して、市が定める最低額以上の賃金支払いを義務づけるものです。野田市長は、提案理由について、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用など入札改革を進めてきたが、一方で提供されるサービスや財に対する品質の確保が問題となり、さらに低入札価格の結果、業務に従事する労働者や下請業者にしわ寄せがなされ、賃金の低下を招く状況が発生しております、本来この問題は国が法律により統一的に規定していくことで解決できると考え、国へ公契約法の早期制定を要望したが、いまだ制定されておられません、そこで野田市が先導的にこの問題に取り組み、国に対して速やか

に必要な措置を講ずるように求めてまいりたい、その趣旨を条例の前文で記述したと述べています。

野田市公契約条例の目的は、公契約にかかわる業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保すること、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図ること、市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することです。

そこで、市長に伺います。

1つ、竹原市の公共事業や業務を請け負った業者に対して、市が定める最低額以上の賃金支払いを義務づける公契約条例を早期制定し、労働者や下請業者の暮らし、生活を守ることが緊急に必要です。市長は、どのようにお考えでしょうか。

2つ目、竹原市の公共事業の入札状況を見ると、2008年度の市発注の工事に対する低価格での落札は、43.75%以上です。最低制限価格の見直しが2009年6月から実施されていると伺いました。その成果はどうでしょうか。野田市の公契約条例のように、労働者や下請業者に対する低賃金を防止する措置はどのようにチェックされているのか、質問します。

2番目の質問は、市民の生存権を守る市政についてです。

憲法25条は、御存じのように、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあり、国民の生存権を定めています。また、地方自治法第2条2は、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とすることを自治体の役割として定めています。

そこで、市長に質問します。

1つ、介護施設サービスの待機者の実態と市民の生存権を守る行政施策についてであります。

2008年度の決算の審査資料では、介護保険制度の施設サービス待機者、いわゆる入所待ちは、まとは、むなこし、ハートフルの3施設で896人、これは09年5月1日、と伺っております。昨年6月の調査資料では、同施設の待機者は408人でした。1年余りで、2.19倍になっています。

そこで、1つ、介護施設の待機者は、実質何人なのか伺います。介護施設の入所希望者は、平均いつまで待たされるのかについても、現状をお聞かせください。

2つ目は、私は、多くの待機者をいつまでも放置することは、市民の生存権を奪うに等しい事態と考えますが、市長はどうお考えですか。

3点目に、介護保険の各施設サービスの定員数と今後の増床計画について、市長に伺います。

小さな2つ目には、国民健康保険の保険証取り上げと生存権を守る行政についてです。現在の国保加入者、滞納者、資格証、短期証、それぞれの発行状況について伺います。

2つ目には、竹原市の国民健康保険・資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱は、第3条2項で、資格証明書を交付する場合の行政手続を定めています。行政手続法第13条第1項第2号の規定により、事前に弁明の機会の付与するものとする、このことを厳密に定めています。この手続は、すべての資格証明書の交付者にとられていますか。その際、弁明の主な理由、対策について伺っておきます。

3点目には、私は、いかなる理由で滞納されようとも、国民健康保険証を取り上げて、市民の命・健康を脅かすことは絶対に許されない、このことを繰り返し指摘し、滞納者への資格証発行の中止を強く求めています。

そこで、市長に伺います。

市長は、滞納者への資格証発行は、憲法第25条の生存権を脅かすと考えないのか。また、地方自治法第1条の2住民の福祉の増進を図るという自治体の役割を放棄することになると考えないのかどうか、明確にお答えいただきたい。

3点目の質問は、後期高齢者医療制度の保険料滞納と生存権について伺います。

後期高齢者医療制度は、1年半前の参議院で、当時野党4党によって共同で廃止法案が可決成立させました。同法案は、今年4月から廃止して、もとの老人保健制度に戻すものでした。それが、新政権に座るや、廃止先送りの方針に転換することは絶対に許せません。この医療制度は、75歳以上の年齢で、これまで加入していた医療保険から切り離し、保険料額は、後期高齢者の医療費と人口の増加に連動して2年ごとに上がる仕組みです。受ける医療も、差別、制限されております。

厚生労働省は、11月20日に後期高齢者医療制度の保険料について、来年4月の改定で、2009年度に比べ全国平均で約13.8%増加すると発表しています。

そこで、市長に伺います。

1つ、竹原市の保険料は幾らになるのでしょうか。保険料の増加率、増加金額についてもお聞かせいただきたい。

2点目に、保険料滞納者の実態は、人数、金額について伺います。そのうち、年金生活者で、月額1.5万円未満の保険料滞納者は現在何人おられるのか、滞納金額があればお

聞かせいただきたい。さらに、無年金者の保険料滞納者は何人、金額、これについても、あわせてお聞かせいただきたい。

3点目に、年金生活者で、平均月額1.5万円未満の後期高齢者医療対象者の保険料は、月額幾らになるのでしょうか。無年金者にも均等割の保険料がかかる制度ですけれども、この人の保険料滞納者の支援措置は、なぜ市は実施できないのか、市長の答弁を求めています。

以上で壇上での質問とします。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

議員の御質問にありましたとおり、千葉県野田市においては、本年9月に全国で初めてとなる公契約条例を制定されております。この条例では、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とされ、公契約に係る業務に従事する労働者に支払うべき賃金の最低基準を義務づける内容などとなっており、平成22年度からの施行が予定されております。

このような公契約条例においては、条例の実効性を担保するために、個々の労働者の労働条件のチェックを行う必要があり、それに要する事務負担が増大することとなるため、この条例を適用する対象範囲を限定して運用せざるを得ないことが容易に想定されることから、事務に係るコストに見合った効果が得られるのかという点において課題があるという見解も出されております。

また、野田市の公契約条例の前文の中では、労働者の適正な労働条件が確保されることは、1つの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠と述べられております。

これらの点を踏まえ、賃金その他労働者の労働条件の向上のための規制については、国全体の政策として実施すべきであり、効力が一地域に限定される条例ではなく、基本的には国の法整備により必要な措置が講じられることが望ましいと考えております。

公契約制度については、総合評価方式以外にも、入札制度改革の取り組みが行われており、国の動向や他団体の状況等を踏まえ、調査研究してまいりたいと考えております。本市においては、近年の公共事業の減少に伴い、低価格での入札が増加したため、公共工事

の品質確保と建設業の健全な育成を図る観点から、これまでの最低制限価格制度を見直し、本年6月以降に通知する入札から実施しております。

見直し後の状況であります。本年6月から10月までの入札実施状況で見ますと、その間42件の入札を実施し、その平均落札率は83.02%となっており、平成20年度の建設工事における平均落札率80.52%と比較して、2.5ポイント上昇するという状況となっております。

次に、元請業者及び下請業者が雇用する労働者に対する賃金支払いについては、雇い主と労働者の間で交わされる雇用契約に基づいて賃金が支払われるものであり、労働関係法令等の遵守については、元請業者及び下請業者において適正に遵守されるものと認識しております。

次に、2点目の御質問についてであります。介護施設の待機者につきましては、待機者が多いという状況の中、介護度の軽い人も複数の施設へ申し込みをされている状況があります。平成20年10月に広島県が行った調査によりますと、市内3カ所の特別養護老人ホーム定員153人に対し、竹原市居住者が市内の施設に636人、市外の施設131人が申し込みをされています。そのうち、居宅から市内の施設へ申し込みをされている要介護度4、5の方47人であり、病院へ入院中や老人保健施設の入所者で要介護度4、5の方136人が申し込みをされています。この数字は延べ人数であり、1人の方が複数の施設を申し込みをされていることが考えられます。

平均いつまで待たされるのかにつきましては、特別養護老人ホーム各施設は、待機者に対し半年ごとに状況を確認し、あきが出た場合、入所判定委員会で入所希望者の要介護度、身体・精神的状況、家族状況、住居状況、在宅サービスや医療保険・福祉サービスの利用状況、待機年数などを考慮し、入所者を決めておられますので、何年、何月待てば入所できるかと、明確な答えは困難であります。

多くの待機者がいる状況につきましては、高齢者のニーズを踏まえて、訪問介護や通所介護を初めとする居宅サービスの確保と質の向上を図るとともに、サービスの質の向上を目的とするサービス事業者の連携促進に努めてまいります。

次に、市内の各介護保険施設の定員数につきましては、特別養護老人ホーム瀬戸内園53人、特別養護老人ホーム宗越園50人、特別養護老人ホームハートフル竹原中央50人、竹原むつみ老人保健施設87人、老人保健施設ゆさか88人、介護老人保健施設まお72人、介護療養型医療施設の馬場病院14人、同じく安田病院40人、グループホーム

もみじ27人、グループホームゆかりの里9人の計490人であります。このほか、介護保険サービス事業所ではありませんが、黒滝ホーム50人、食事つきの高齢者向け住宅の軽費老人ホームコープまとはが50人、ケアハウス宗越苑の30人があります。

介護保険入所施設の増床計画についてですが、平成23年度までの竹原市の介護保険事業計画には、介護入所施設の増床・新築計画はありませんが、高齢者の方が住みなれた自宅や地域で生活が継続できるように、現在施設サービスにかわるものとして、平成23年度開設に向け、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護施設の整備を進めているところであります。

次に、国民健康保険被保険者に関する状況につきましては、本年10月31日現在で、被保険者数は8,376人であります。世帯数は5,008世帯で、加入世帯比率は38.5%であります。滞納世帯については1,231世帯で、加入世帯比率は24.6%であります。資格証明書交付世帯は69世帯で、加入世帯比率は1.4%であります。短期証については181世帯で、加入世帯比率は3.6%となっております。

次に、弁明の機会の付与についてであります。国民健康保険法第9条第3項及び第4項により、国民健康保険税を納期限から1年間を経過するまでの間に滞納している場合において、被保険者証の返還命令及び資格証明書の交付を行うこととされておりますが、被保険者証交付世帯から資格証明書交付世帯へ切りかえを行う場合、対象となるすべての世帯に対し、弁明の機会付与通知書を送付しております。その際、納税相談における弁明の主な理由としては、失業や病気等が挙げられます。これら、納付が困難であると認められる特別事情に該当することから、資格証明書の交付対象から除外し、被保険者証を交付しております。しかしながら、弁明書が提出期限までに提出されない場合、また弁明によっても処分が正当であると認められる場合には、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付しているところであります。

次に、資格証明書の交付が生存権を脅かすと考えないのかと、また自治体の役割を放棄することになると考えないのかとの御質問についてであります。被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付につきましては、国民健康保険法第9条の規定により義務づけられているものであり、その運用に当たりましても、納税相談・指導に一向に応じない方や納税相談・指導において約束した保険税納付方法を誠意を持って履行しない方に対して資格証明書を交付しており、滞納者との折衝機会の確保や被保険者間の納税に関する公平性の確保、滞納者に対する納税意識の向上を図るという観点から必要であると考えており

ます。また、資格証明書交付後においても、継続的に納税相談・指導を行い、特別の事情があると認められる場合や世帯主や世帯の被保険者が医療を受ける必要が生じ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、保険税を納付することのできない特別な事情に準ずる状況として、被保険者証を交付しております。したがって、生存権の保障、また住民の福祉の増進を図るという自治体の役割は、適切に行われているものと考えております。

次に、後期高齢者医療保険料につきましては、広島県後期高齢者広域連合において決定されるものであります。今年度は、2年に1度の保険料のもととなる保険料率の見直しを行う年度であり、平成22年度から23年度までの間における保険料率を決定するものであります。

保険料率は、被保険者人口推計と医療費推計を基礎数値として、医療給付費を初めとする費用額から公費・支援金などの収入額を差し引いた額に、平成20年度決算等に基づく予定保険料収納率を加味して、算定の基本額となる賦課総額を算出し、その後広島県の所得係数に基づき、均等割、所得割、それぞれ賦課割合を算定し、均等割額、所得割額を決定いたします。

この保険料率算出に当たっての賦課総額に係る基礎数値等は、国の基準をもとに算定することとなります。9月には、新保険料率の算定に使用する暫定数値等が提示され、広域連合において試算作業が開始されますが、12月下旬に国から提示予定の確定数値を受けて、最終的な新保険料率を算出するものであります。したがって、新保険料率の決定は、平成22年1月以降の見込みであります。

次に、保険料滞納者の実態につきましては、平成21年3月末現在の被保険者5,107人のうち滞納者数は37人で、滞納額は172万9,694円であります。そのうち、年金月額1万5,000円未満及び無年金の方の滞納者はおられません。

年金月額1万5,000円未満の方の平成21年度の保険料につきましては、原則9割軽減の適用を受けるため、年額4,046円、月額にして約340円となります。

保険料につきましては、保険制度の基本を支えるものであり、すべての方に保険料が賦課される受益者負担が原則であり、収入のない方からも原則として保険料を負担していただくこととなっております。

市独自の低所得者に対する保険料の軽減につきましては、後期高齢者医療制度は、都道府県単位で運営され、原則広域連合内均一保険料率となっております。低所得者に対する

保険料の軽減策として、所得に応じて、均等割額の9割、8.5割、5割、2割の軽減をされる制度が設けられているところであります。

以上、私の御答弁といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） それでは、第1番目の公契約条例にかかわっての質問をいたします。

ことしの6月以降ですかね、市としての最低制限価格の見直しが行ったということでありました。それで、率直に伺いたいのは、先ほど野田市の公契約条例を提案した理由といえますか、目的を壇上で述べました。市の工事にかかわる労働者、下請業者等が低賃金に置かれて、大変な事態が起こっていると。これを何とか歯どめをかけたいということで、この条例を出したと。本来は国がやるべきなんだけれども、あえて野田市が先導的に役割を果たすということを私は、市長としての提案理由といえますか、趣旨を読んで、本当に感動をいたしました。

そこで、再質問になるわけですが、一定の見直しがことしの6月から行われたというふうに伺いましたけれども、率直に伺いたいのは、労働者や業者の賃金の実態をどのようにつかんでおられて、見直しによって改善が図られたのかということを私は検証していくことが必要だと思うんです。ですから、市が設計する場合の労務単価というのはそれぞれいろんな職種によって規定されているわけですから、少なくとも竹原市がチェックして、こういった改善が図られるかどうかをチェックしないといけないというふうに私は思いますので、そういう立場から再質問としては、市にかかわる発注した工事にかかわって労働者や下請業者の賃金の実態が今どうなっているのか、労務単価と比べて高いのか低いのかということになりますけれども、そういった実態をどうつかんでおられるのかを率直に1点目として伺いたいと。

それから、2点目は、野田市の条例は積極的な役割があるということを私も思って、何とか早くつくってほしいなということから提案しました。

それで、確かに答弁では、実際に条例の実効性といえますか、これを担保するためには体制なり、体制に伴う事務費の増大があって、要するに、つくったけども効果があるのか、メリットがあるのかなという心配の答弁もされました。

そこで、率直に言えば、こういった条例をつくる場合、労働条件のチェック等、事務経費はどのくらいかかるのかなと、何人ぐらい体制があればできるのかなということを率直

に2点目として伺っておきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 財政課長、答弁。

財政課長（谷岡 亨君） 1点目の実態把握という点の御質問でございます。

本年6月から、最低制限価格の見直しをさせていただきまして、御答弁の中でも申し上げておるとおり、実態は落札率としてはアップしているという状況がございます。

実際、じゃあ労務単価、設計の単価と実態はどうかということについては、これは実態については把握いたしておりません。

それから、野田市のような、いわゆる公契約条例の実施する場合の事務費等、あるいは人員等の体制についての御質問でございますけど、この具体的にじゃあどのくらいの経費がかかって、どのくらいの人員を配置すればこれができるのかということについては、今検討はいたしておりません。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと余り率直に、実態も把握してないということでした。それで、経費もどのくらいかかるかも検討もしてないということでは、本当に今竹原市が置かれている、下請業者、労働者の賃金の実態が、生活といいますか、そこがほんまに見ていないということを率直に指摘せざるを得ないと思うんです。

私が聞く範囲では、労務単価に対して、下請業者の方は本当に低い労務単価でやらざるを得ないということも率直に伺いましたし、それがやっぱり元請に対してなかなか言えない、弱い立場にあることも率直に話されておりました。

それで、市の現実を見ても、昨年度の2008年度の決算資料でも43%ですか、水道を除いてですけれども、低価格といいますか、予定価格に対して請け負う金額が75%、数字上75%というところなんですが、これやっぱり43%の低価格という状況がありました。これに対して一定の改善を図って、2ポイント平均落札率が上がったということですが、しかし実際の上がったけれども、賃金に反映しないと。労働者の暮らしといいますか、生活といいますか、これは決してやっぱりよくならないしということは明らかと思うんです。ですから、この条例そのものというのは、どうなんでしょうか。率直に言って、今私はさっき言ったような公契約条例、全国で初めて野田市がつくられて、その積極的意義を私は持っているというふうに思うんですけれども、この条例そのものはどう評価されてますか。もう一回、ちょっと市長のほうにお聞かせいただきたいというふうに思いま

す。

議長（小坂智徳君） 財政課長、答弁。

財政課長（谷岡 亨君） 濟いません。先ほどの実態調査の分で、ちょっと言葉が足りませんで、申しわけございません。

基本的には、契約の際に法令遵守というのが契約の中にうたってあります。その中で、労働関係法についても当然遵守されるというのが前提になります。その上で、実際に入札落札者からは、経費の内訳について提出を受けております。その中で、直接工事費あるいは共通仮設費等、中身について一定のチェックはさせていただいているということでございます。濟いません。説明が足りませんで、申しわけありません。

それから、公契約条例について、どう評価といいますか、考えているかということなんですけれども、野田市の前文の中で述べられておられますとおり、こういうことは基本的にはやっていかなくてはならないという認識は持っております。その上で、御答弁の中でも申し上げさせていただいておるとおり、全国一律でやはり労働条件とか、そういったものは確保されるべきというふうな考え方にやはり立った上で、国がこういった法整備については一定に整備をされると。条例ですと、一地域に限定するというような形になりますので、そういった形ではなく、国のほう整備によってされるべきではなかろうかというふうに考えています。そういった中で、野田市がこういう先駆的なことをされたということに対しては、一定のこれは評価があるのではなかろうかというふうには考えております。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 条例そのものは評価されているというふうな答弁でした。

それで、私は、市の発注にかかわる労働者の賃金なり下請業者の賃金の実態を調べていないというのは、大変問題だと思うんです。

それともう一つ、雇い主と労働者との問題だということもありましたし、関係法令の適正な遵守、守られているだろうという認識の分と、私がさっき言ったような実態をいろいろ聞いてみますと、労務単価にありますよね、いろいろここに資料をもらっていますけど。だから、そういった労務単価よりは、聞く話では、やっぱり低いんですよ。だから、それが1,000円、2,000円低かっても、下請業者の人なんかは、いろいろ経費がかかる。最低1日2万円ぐらいは欲しいなというような、そこで初めていろんな経費なり、保険料とかというふうな、実際細かいことを言えば、現場に行くガソリン代とか含め

た、社会保険とか、いろいろ経費があつて大変だということで、端的に言えば、赤字を覚悟で仕事を請けざるを得ないんだというんが率直にありました。ですから、私は、そういった実態をまずつかむということが必要なんだけど、法令を守るだけでは、実際私が言ったような労務単価が下がって、赤字出る覚悟でやっているという声も聞いたということは、率直に指摘したいと思うんですが。

野田市のこういった公契約条例の特徴というのは、法律でも、要するに、私は実態調査しなさいと、そこへ行ったとしても、法律では今できますか。

議長（小坂智徳君） 財政課長、答弁。

財政課長（谷岡 亨君） 実態調査でございますけど、法律じゃあ市がその権限を持っているかという、それは権限はないと言わざるを得ないというふうに思います。発注者と受注者との関係の中で、指導をお願いをするというようなレベルということになるのかというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 要するに、法律ではないんですよね、罰則もないし。だから、あなた方が今答弁したように、法令を守ってるだろうと、そういう認識なんだということしか答弁できないと思うんです。ですから、私は率直に言って、私が聞く範囲の本当に下請業者の方々は、労務単価のそれさえ守られていない。極端に言うたら、その半分ぐらいのときもありましたよね、聞いたら。これだったら、赤字覚悟で仕事せざるを得ないというんが、私は率直に指摘したいと思うんですよ。だから、私はそれを実態調査しなさいと言ったら、法律的にはないわけですから、だからどこで歯どめをかけるかというたら、野田市の例が、確かに基本は国なんです。国がやるんが、やってほしいんだけど、我々も3月議会で意見書を上げました。竹原市議会全会一致で、国はつくってほしいと上げました。だから、野田市の例のを私は評価してるのは、野田市長、市議会、いろんなところで国へも何回も要請している。そこの千葉県の市長会も要請している。しかし、なかなかやっぱり改善が見られんと。だから、野田市が先導的に、一つの自治体で解決できる問題じゃないかもしれないけれども、野田市として先導的な役割を開いて、国へそういった法律をつくってもらうような、まず道を切り開くんだということで、中身を見ると、さっき言った受注者の賃金支払い義務、これやっぱりチェックできるようになってるんです、この条例は。だから、野田市も9月につくって、来年4月1日から施行でしようから、それまで今調査されてますよね、段取りとかを。それは、調査されてるんだけど、しかし今

ここで言えるのは、そういう条例のすぐれたところというのは、さっき言った労働者の賃金実態を調査しなさいと言っても、強制力がないからできないのが実際だと思うんです。ですから、野田市の条例では、第6条で賃金支払い義務がどうなってる、支払いがどうなっているのかということを調査するように、チェックするようなシステムになってる。それから、第9条なんかでは、違反者に対する報告、または立入調査、これができるようになっている。第10条では、違反者に対する是正措置を命令できるようになっている。だから、一定の市にかかわる工事について強制力を持って対応しよう、ここの趣旨は、労働者や下請業者の低賃金を守らにやいけんと、それが今一番大きな課題だということで、私はすばらしい条例じゃなということを壇上で申し上げました。ですから、市長に率直に伺いたいのは、賃金実態を私が今調べなさいと言っても、その法律がないわけですから、私は守ってほしいという希望的観測しかできないのが、率直に言って実態だと思うんです。ですから、私は、国ができる以前にも、竹原市として実際全国一つで千葉県野田市はやってる。こういった賃金の支払い実態のチェックもできる、報告や立入調査もできる、違反した場合は調査権もある、最後の場合は契約解除もできると、これぐらいの規定がしないと、実際そこで働く労働者の人の、業者の人の賃金を守ることはできないというふうに私は思うんですが、そこはどうなんでしょうか。市長は、率直に今の実態で何とかやれるという認識なんか。私は、現実にはさっき言った労務単価を大幅に下回るような実態もある。これを即刻改善すべきだということで、ただ調査すると言うだけじゃなくて、例えば目標を設けて、公契約条例を例えば野田市に続いたけれどもつくるんだというぐらいの決意が、私は今必要なんじゃないかなと、そうふうに思うんですけれども、私はそういった提案をしていますけども、市長は今の労働者、竹原市における業者の実態、わからんけども、単なる守ってくれるよということで済まされるのかどうかをちょっと率直に聞いておきたい。

議長（小坂智徳君） 副市長、答弁。

副市長（友久秀紀君） 野田市の御提案がございましたが、これにつきましては、来年4月の施行ということで、まだ今のところ実績も出てはおりませんし、その結果など参考にさせていただきながら、最初御答弁申し上げましたように、国あるいは他の団体の状況等を踏まえながら、引き続き調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 調査はいいんだけども、ちょっと別の面から聞きますと、壇上で

さっき言ったのは、竹原市の昨年、08年度の250万円以上の建設工事の予定価格に対する請負金額が75%というところは43%あった。ありましたけども、6月から改善されて、平均落札価格が2.5ポイント上がったというふうに言われましたけれども、例えば6月以降の分で低価格入札、75%というんですか、そういった状況は改善されてるんかどうかをちょっと聞いておきたいと。

議長（小坂智徳君） 財政課長、答弁。

財政課長（谷岡 亨君） 工事につきましては、最低制限価格制度により実施しておりますので、最低制限価格を下回ったものについては、失格となります。したがって、落札者は、すべて最低制限価格を超える価格、同じか超える価格ということになりますので、よろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと失礼しました。そうそう、75以下じゃなくて、ここの私が今さっき言ったのは、08年度の決算見ると、予定価格に対する75%の数字ですね。そこでぎりぎりで落札したのが43%あったよということですから、これ一定の見直しというんか、ことし6月からされたんだろうというふうに私はちょっと思ったわけで、実際この見直し以後に75%以上でしょうけども、75%というのはそれも入るわけだから、75%が43%あった、昨年度は。だから、この実態はどうなんかということです。75%で、また同じように落ちた分があるんじゃないのかなというふうにちょっと危惧するわけで、76%でも、確かに75%以上ということになるんだけど。だから、70台のそういった落札率というんか、そこらがちょっとどうなんかという、75%の数字も含めて、ちょっと実態を報告してほしいと。75%は何件あったんか、76%以上は何件あったかということです。

議長（小坂智徳君） 財政課長、答弁。

財政課長（谷岡 亨君） 75というのは、落札としてはございませんでした。

済いません。七十六、七十七が、具体的に件数というのは、申しわけありません、ちょっと今数字は持っておりませんが、大体七十七、七十八より上で、大体八十三、四あたりまでの間の落札というような形で、平均すると、先ほど御答弁の中で申し上げたような数字というふうになっているものでございます。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） この点で、ちょっと最後にしたいと思うんですが、私は、今の法

律、現在の法律なんかでは限界があつて、実態調査もできないというのが率直な状況だと思うんです。ですから、野田市の条例のすぐれたところは、その実態、市にかかわる公共事業にかかわって賃金の支払いをどういった状況にあるのかと、そこらを労務単価を下回っちゃいけんと。そこらをチェックできるところが、やっぱりすぐれたところだと思うんです。それは、あとはいろいろ言いました、立入調査とか、違反者の場合は、ひどい違反の場合は解約できると、契約解除できるということも含めて、強制力といいますか、それがやっぱりこの条例のすぐれたところだというふうに私は思いました。ですから、最後に市長は、こういった分を単なる調査研究というよりは、私は急いでこういったのをつくって、確かに適用範囲とか、いろんな事務の問題があつて、野田市の例は、建設工事では1億円以上です。竹原市の場合は、1億円以上というていうたらないわけですから、だからそこはいろいろ実際問題としては、例えば5,000万円にしたらいいかとか、いろいろ課題は整理すればいいわけであつて、私が言いたいのは、この条例の趣旨が、強制力を持ったチェックできるところがすぐれたところだと。私は、それを急いでつくる必要があると思いますけど、そこらはぜひ市長の決意がやっぱり要るんじゃないかなと思うんです。市内の業者の低価格、低賃金を、これ以上歯どめをかけるという面では、私はこういった公契約をつくらないと歯どめがかからないと思うし、ただ平均落札率がちょっと2.5ポイント改善したということだけでは、低価格、働く人の低賃金を歯どめかけたということにはつながらないし、実態も調査してないわけだから、はっきり改善につながったとは言えないと思うんです。ですから、私は、この公契約条例の趣旨は、強制力を持った調査権限を持ったすぐれた条例だと。ぜひ私は、竹原市にもこういった適用すべきだということについて、再度市長が本当に必要ないと言うんなら、そこははっきりやっぱり言うべきだと思うし、必要があつて、コストの面とか、いろいろ課題がありましたけれども、そこは必要があるかないかは、端的に答えていただきたいなというふうにちょっとと思いますが、どうでしょう。

議長（小坂智徳君） 副市長、答弁。

副市長（友久秀紀君） 最初、壇上のほうでも御答弁申し上げておりますが、こういったことを導入することによりまして、事務の負担が増大するといったこと、あるいはコストに見合った効果が得られるのかどうかといったような課題もあるようでありますので、野田市のこれから行われます、来年以降の実績あるいは結果等を見きわめた上で、参考にさせていただきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 私は、早急に条例をつくると、公契約条例を竹原市としてもつくるんだと、野田市の決意というのは、先ほど申し上げました。ぜひこういったいいことはどんどん見習っていただくというんか、導入してほしいなというふうになんてつけ加えておきたいというふうに思います。

それから、次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問は、市民の生存権を守るというテーマで、わざわざ皆さん御存じだと思うんですが、憲法25条を引用させていただいたり、地方自治法の第2条の2項を引用いたしました。ですから、例えば介護施設の待機者の問題とか、中身は3点で質問したんですけども、待機者の問題では、私は、介護保険が始まったときの今度はいろいろ介護の選択が広がるんだというふうな説明があって、在宅での介護から解放できると、いろいろ社会的な、そういった介護の体制をつくるんだというふうなことが説明されたんだけど、私はそのときに、保険料は取るけども、サービスが適切にできるのかなということを心配して発言をしたことを思い出しております。

そこで、待機者の問題というのは、まず実数さえ聞きたんびに違ってくるというようなところが率直にあって、私は特養ホームの施設の問題でいえば、民間ではそれはプライバシーの問題とか守秘義務の問題で、調べと言うても無理かもしれないけども、だから行政こそ例えば3カ所で、施設の数を今壇上でも言われた数があるわけですから、待機者が767人というふうになんてあって、だから聞きたんびに違うわけですよ。去年は400何人、決算のときは約900人、今回は767人とかということで、聞きたんびにいろいろ変わってくるということで、私は、この767人もいろいろ重複されてるということは承知してるわけですけども、ですからそれじゃあ実際の数といいますか、だれが責任持ってたかむんかと。新しい制度だから、どうしようもないんよということだけでは、私は介護施設の計画なり、在宅施設を含めて、つくることはできないというふうに思うんです。ですから、1つは、待機者の実態を3施設から、今言われた767人の中身も、居宅の人、老健施設の人という説明がありましたが、実際の数といいますか、特養ホームへの入所の希望をされている実数をつかんで、それはできるんじゃないんかと思うんですが、やっぱりやる気になればできると思いますけども、そこはどうなんでしょうか。ぜひつかんでほしいしということです。

それからもう一つは、入所待ちの待ち時間といいますか、待ち年数といいますか、これ

はやっぱりなかなか言われないうことが言われましたけども、実際今平均で見てどのくらいかかってるかは言われると思うんです。ですから、公の場で聞いているわけだから、ただ隠すことじゃないし、実際は実際として、どのくらいというんか、何年も待たにゃいけないのじゃと思うんですけども、そこは明確に今の実態を教えてください。平均的に何年くらい待ったら、入所できてるという、この実態を報告していただきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 先ほどの待機者の人数でございますが、現在、申し上げました767人は、これは平成20年10月に広島県が調査を行った待機者の人数でございます。今議員さん言われました896人というのは、これは平成21年5月に各3施設にお聞きしまして、待機者の数を報告をさせていただいたものでございます。

それで、入所待ちの年数、平均でどのくらいかと言われますが、先ほど御答弁の中でも申し上げましたが、入所に関しては、それぞれ施設のほうが、入所希望者の要介護度、先ほど申しましたが、身体・精神的状況、家族の状況、住環境、住宅サービスや医療・福祉状況、それぞれ待機年数などを考慮されまして、緊急度の高い方から入所されるというような状況もございますので、じゃあ何年たてば、すぐ入所できるかというのは、なかなか明確な答えは困難であるというふうなことでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっとダブってというんか、1つは待機者の実態、900人余りは、あなたが調べて決算委員会で報告したんでしょうけども、そこは重複してるから、実態、重複してない数は、一体何人特養ホームの入所希望者があるんかということは、やっぱりつかむ必要があるし、それは市としてしかつかめないでしょう。だから、それは重複しとる、これで900人おると私がここで言うたら、それは一体何年待てば入れるのかなというんが、定員が153人って決まっとるわけだから。900人おったら、何年待てばいいんかと、物すごい不安になるから、だからそこはやっぱり正確に伝えにゃあいけん。だから、153人で定員数は決まっとるけども3施設で、実際の待機者はこれだけですよということを必ずつかんでほしいし、それに対してつかめる……。それはつかめないんですかどうか、そこをもう一回確認したい。実態は、市として責任持って、重複じゃなくて、実態の実数の待機者の数は、市としてつかんでいただきたいというのを私はあえて

指摘したいんじゃないけども、そのことは可能なかどうかをもう一回言ってほしいし、それともう一つは、今が待ち時間といいますか、希望してから何年かかっているかっていうのは、現実を今の実態が平均的に見たらどのくらい待って入所できてますよということをやっぱり報告していただきたいということでもあります。

議長（小坂智徳君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 待機者の実数についての市のほうとして責任を持って調べるかということでございますが、現在介護保険施設の施設入所の利用者の方は、施設と本人の方が直接契約によって施設利用されておられまして、市のほうでは、なかなか待機者の人数を把握するというのは困難でございますが、施設のほうと今後協議いたしまして、実数のほうをちょっと検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、施設入所のほうでございますが、入所者の状況といいましては、医療機関へ入院中の方であるとか、ほかの介護施設へ入所されている方とか、ほかの施設への入所の方、将来的には入所を希望されている等で、在宅におられる方でもホームヘルプとかデイサービス、短期入所等で介護保険サービスを利用されておりまして、先ほども申しましたが、何年、何月ほど待てば入所できるっていうのは、ちょっとまだ明確な答えが困難であるということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 11番議員の一般質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

〔議長交代〕

副議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き、11番議員の一般質問を行います。質問時間は残り25分ですので、よろしくお願いいたします。

11番（松本 進君） 介護保険、待機者の問題を私はどう解決するかということに、国や県やいろいろ制限があるというのは承知してるんですけども、現実の問題として、先ほどの報告では900人余りの待機者、ぜひこの実態をまずつかんでもらうということが第一と、この問題で最後に市長にお願いしたい、答弁を求めたいと思うんですが。これだけ待機者をずっと放置しておく、市の計画では増床計画はないんですね、残念ながら。だ

から、私は、これ以上待機者を放置することは、壇上で言ったように、こういう入所希望者当事者の、また家族の生存権を奪うに等しいと。何とか、やっぱりいろいろ知恵や工夫を出して、ゼロを見直して、増床計画を立てると。ある介護施設のところで話しておりますと、10床ぐらいなら増床が可能だという話も伺ったことがあります。ですから、私は、3施設で定員が153人ですけれども、各施設へ10床ぐらい増床を何とかやってほしいと、市長はあらゆる可能な財政支援をやろうじゃないかというぐらいの決意を示して、待機者の問題を一步でも二歩でも解決するという決意が、その取り組みが市長の判断にかかっているということで、ぜひ最後に待機者の問題を解決する、そのためには市長が各施設へ行って、10床ずつでも増床してほしいと、市としてもあらゆる財政支援をやろうじゃないかというぐらいの決意を私は必要だと思いますが、この問題で市長にお尋ねをしておきたいと。

副議長（稲田雅士君） 答弁をお願いします。

民生部長、答弁。

民生部長（中沖 明君） 松本議員の言われるように、待機者の数については、こういうふうな形でありますけれども、今現実の問題として、入られないんじゃないかということで、要介護の低い方から高い方まで、すべての方が申し込んでるような状況。市長の最初の答弁で申しましたように、要介護4、5という重い方については、居宅から申し込んでおられる方は47名というふうな現状でございます。

また、御承知のように、介護保険の制度というものは、在宅サービスと施設サービスと合わせて、家族だけでの介護ということじゃなしに、全体として介護をしていこうというふうな制度でございますので、議員のほうからも言われましたように、今の現状の中では、新しい施設の数の問題で国とか県のほうで許可をするというふうな状況がございまして、その中で新たな許可がなかなか得られないという状況もあるということでございますので、竹原市におきましては、そういう在宅サービスの充実ということもあわせて、全体としてお年寄りの方が安心して暮らせるような状況をつくっていききたいということで努力をしているということでございますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思えます。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） この問題では、これ以上待機者を放置することは、いかなる理由があろうとも絶対に許されないということだけははっきりしているというふうに思いま

す。

それで次は、国保制度の問題に入りますけれども、資格証明書の発行される世帯が69世帯あります。そこで、質問しておきたいのは、弁明書は通知しているけれども、お返事がないよと、返ってこないよということでありました。ですから、69世帯資格証明書を交付されているうち、弁明書が返ってこないとか、あるいは面談をされていないとかということで、そういった方はいますか。弁明書が返ってこない、本人さんと直接会えない人は、この69世帯のうちに何世帯あるのかということをやっと再質問として伺っておきたいと。

それから、短期証の発行も181世帯発行されているということがありました。ここでちょっと確認しておきたいのは、短期証の方も無保険状態に陥ることがあるということが、新聞報道でありました。それはどういうことかということ、短期保険証の人は、更新のときに市の窓口で短期証を受けるということで、窓口になかなか実際来られないという人なんかは、とめ置きといいますか、そこの市のほうが預かっているという実態があるということが全国的にも100万件近いでしたか、大きな数になるなというちょっと心配しておりました。ですから、ここで聞きたいのは、竹原市の場合、短期証のとめ置きといいますか、実際保険証が渡っていない、無保険状態の人はあるのかどうか。ある場合、どういう対策を、私は無条件で届けなくてはいけないというふうに思いますけれども、短期証のとめ置きといいますか、無保険の状態の実態を再質問として伺っておきたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） 資格証明書の発行している69世帯のうち、弁明書を提出していないのは何世帯かというような御質問でございます。

まず、資格証明書につきましては、先ほど答弁申し上げたように、1年間は滞納されていない方に、また弁明書が提出されてない方について交付するものであります。それが69世帯のうち、大半が弁明書の提出がない。数名、弁明書といいますか、納税相談の際に納税にに応じていただけないという方で、大半が提出をされていないということであります。

次に、短期証の方の交付につきましては、まず1年証、6カ月証、3カ月証ということで、納税誓約等、納税相談のする中で一定の期間を定め、交付している状況であります。その世帯が181世帯ということであります。

更新の際に、折衝ができないというか、納税相談ができなくて、いわゆる資格書を送付するということはありません。短期証の場合については、当然今までも折衝をしてお

り、例えば3カ月なら3カ月を経過する前に、事前に今後のまた納税の相談等を行いながら取り組んでいるところでありますので、いわゆる無保険状態になるということについては、その後納税相談に応じていただけないというような状況の方が出るといいますか、現時点では今のところ短期証の分で、即機械的に資格書を送付するということは現在行っておりません。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 今の短期証の更新手続のときに無保険状態に陥るという事態はないと、竹原市の場合は、それに該当する人がいないということでした。

それと、最初の69世帯の資格証明書を発行されている方で、弁明書の提出とか、面談っていいですか、そういった人のことを私は確認しました。その大半の方っていうのは、数がはっきり何名がということですけども、69名で何名が未提出だということははっきりわかりませんが、この69名のほとんどの方が面談をしてない。弁明書も提出されていない。要するに、その家族の方の生活状況なり、それがわからない状態での資格証明書ということが実態ではないかと思うんです。ですから、私がわざわざ憲法25条をあえてここで出してやったのは、はっきり言って、いろいろ事情で滞納されているというのはわかります。しかし、ここで申し上げたいんは、いかなる理由で滞納する事情があったにしても、相手の顔も見ない、いろいろ相手の状況も確認もしない、そういった状況で保険証を取り上げた場合、相手の医療権を奪うことになる。だから、私は生存権を奪うことになるんじゃないかと、繰り返し申し上げているわけです。ですから、市長にこの件でお伺いしたいのは、いろんな国保の分では義務づけになっているというのは法律上なっているんだけど、しかし資格証を出すのは最悪な場合の悪質な状況、それはだれが考えても、支払うお金があるのに横着して保険料を納めない、一般的な悪質というんですか、そういう方と、私が今69世帯の人は、そういった状況かどうか確認できない人を何で保険証を取り上げて、その本人の人の生存権を守っているということが言えるんかどうかということです。だから、さっき答弁はそういった言い方なんでしょうけども、私はあえて市長に伺いたいのは、この69名の資格証明書を発行した方は、相手の生活、健康状況もつかんでいないのに保険証を取り上げる、そのことは結果として生存権、医療とか健康にかかわる、命にかかわる問題を奪うことになる、私はそう思うんですが、そこらは市長はどうお考えですか。

副議長（稲田雅士君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） 先ほどから申し上げておるとおり、御存じのように、法によって義務づけられたものに対し、適正に対応し交付している状況であります。

議員御指摘の69世帯については、その世帯の状況等を全く把握せず、資格証明書を交付しているのではないかという御質問ですが、69世帯についても当然通知を行い、特別な事情がある場合には申し立てていただくように、その通知を送らせていただいておりますし、一定には納税相談等が直接面談が難しい場合に電話等の催告による際にでも、そういう理由があれば、そういう弁明書を提出していただきたいということの取り組みをしながら資格証明書の交付をしているところでございますので、全く相手の状況を把握せず資格証を出しているということではないのですので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 資格証明書の発行は、法律的には義務、そういった資格証明書を発行できるということでしょうけれども、現実の対応として私は指摘して、相手の顔も見えてない、いろんな生活状況も把握してない、そういった状況で資格証をなぜ発行するんかということを繰り返し言ってるわけです。

義務と言うけれども、広島市や大崎上島町や福山市や、発行してないところはたくさんあるわけですよ。一たん広島市なんかは発行してたけども、5,000数世帯でしたか、大規模な数があったけれども、それをやめたんですよ、資格証明発行を中止したんです。それは、なぜだかわかりますか。それは、相手との面談をしてなくって、健康状態を確認してなかって資格証明発行して、マスコミに取り上げられたように、何件かが命を奪う、亡くなるのが事件が起こったわけです。ですから、私は、憲法の文では、25条をあえてここで繰り返し申し上げたんは、いかなる滞納の理由があろうとも、相手の顔も見ないで、生活状況も把握しないで、相手が来んけん悪いんやということで資格証明を発行して、命にかかわるような事態が起こりかねない。現実には、広島でも起こっている。だから、私は、くどいようだけれども、資格証明書の発行は即刻中止しないと、命にかかわる問題が起こる可能性が十分あると。だから、こういった結果が起こってからじゃ遅いんですよ。だから、私は、福山とか広島とか大崎上島なんかでも資格証明書は発行してないわけですから、幾ら法律が義務づけてできるようになっても、市長の権限で中止はできるわけですから。ましてや、相手の家族の健康状況や、それをつかんでいなくて発行すること自体が、私は許されないと思うんです。だから、最後にちょっとこの資格証明の

問題で、市長にぜひお答え願いたいんは、法律はどうあれ、相手の生活状況を顔も見ないで資格証明書を発行している。命にかかわる事態が起こったら、どうなるんですか。それでも生存権を守ると言えるんですか。

副議長（稲田雅士君） 民生部長、答弁。

民生部長（中沖 明君） 個々の滞納者の方の全部の世帯状況を把握しておるかということにつきましては、市民生活課長が答弁しましたような状況でございますが、竹原市におきましては、今の市政全般の施策の中で、あるいは民生委員さんなり、あるいは行政区長さんなり、あるいは介護保険のほうのケアマネジャーなり、社会福祉協議会なりということで、地域ぐるみでいろんな世帯の状況というのを把握に努めておりますし、その中で生活に困ったり、病気で病院に行けないとかというふうな方がおれば、そういうふうなことも含めて、そういう状況については把握するというふうな形に努めております。そういった中で、国保という保険の状況の中で、一定程度の加入者の方の義務を果たしていただきたいということで、いろいろ電話をしたり、督促状を出したりというふうな形で対応をしていく中で、全く誠実な対応が求められないという方について資格証というふうなやむを得ない状況になって、負担の公平というふうな観点からこういう制度が設けられておりまして、そういう対応をさせていただいております。

そういう状況でございますので、議員さん御心配のような状況のないように、ほかのいろんな手だてを講じまして、市民の状況については把握に努めながら、この制度の運用を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 市長が、生存権にかかわって、なぜ答弁できないのかということ私は大変心配することです。繰り返すように、お金があって、横着して滞納していると、そのことを私はここで問題視しているわけではありません。この69世帯は、少なくとも滞納したいろんな理由があるんでしょうけれども、相手の顔とか生活状況とか確認しないで、特別の事情があるかどうか確認できてない状態で資格証明書を出している。だから、そういった方は、実質生存権を奪うことにつながってくるわけです。ですから、私は、この問題では即刻、あえてまたこういった相手も確認しないで、顔色も見ないで発行することは絶対やめるべきだと、即刻正規の保険証を、少なくとも短期の保険証でも発行すべきだというふうに指摘しておきたいと。

それから、後期高齢者の問題で、ちょっと何点か質問したいと思うんですけれども、滞

納者は３７人ということでした。そのうち、無保険とか、無年金といいますか、そういった方の滞納者はいないということですが、仕組み上として、今私はあえて保険料を聞いたんですけども、月額１．５万円ですか、１万５，０００円未満の人からゼロの人、無年金の人を含めて、最低やっぱり均等割が、先ほど答弁では、３４０円月額かかるということは、これは国の制度の仕組みといえども、私は、さっきの憲法の生存権じゃないけれども、そら扶養家族とか、だれか子供らがお金払うんやということが、現実にはそうなってるんでしょうけれども、問題がやっぱりあり過ぎるということで、１つは３４０円月額に相当する方だけでも、無年金なり月額１．５万円、少ない人の保険料を実質軽減できるような、逆の給付ですよ。これは、私は、対象者は何人おられるんか、財源はどれだけ要るんかっていうことをあえて聞いておきたいと思うんです。

それと、滞納者の中で、短期証ですよ。資格証明書は高齢者の場合まだ発行してないと思うんですが、短期証の発行の人はおられたら、何人でしょうか。

副議長（稲田雅士君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） まず、１点目につきましては、ちょっと後御答弁させていただくことにさせてもらって、後期高齢者の短期証を交付している世帯につきましては、ゼロ世帯であります。

それと、月額１．５万円以下の方の、いわゆる軽減というよりも、給付をした場合にどの程度かかるかということでもありますけども、年額約４，０００円で、確実な数字を把握しておりませんが、１．５万円以下という、年額１８万円以下の年金だけの収入また無年金の方については全体の１％程度と考えておりますので、５０人として単純に計算した場合には、約２０万円ということであります。

副議長（稲田雅士君） １１番。

１１番（松本 進君） どこまで支援するかというのは、いろいろ財政的な面も含めてあるんですけども、私は、ここ能说えるのは、少なくとも月額１．５万円未満の年金生活者、ゼロを含めてですけども、今５０人余りと言われました。だから、ここは実質税のほうで軽減できれば一番いい、これは広域連合の仕事ですけども。それができないんなら、逆にこの５０人の方は給付というんですか、それをやるにしても２０万円しか要らない。だから私は、これは無年金、１．５万円以下の本当にごくごく少ない年金での人に、私は給付という形で支援すること自体は、私、市民から不平が出るとか、整合性がないということにはならないんじゃないかと思うんです。ですから、財源的にも２０万円で大し

たことない。５０人ぐらいの人数の方、ここだけでも最低限給付措置はできないかということについて、最後に質問しておきたいというふうに思います。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います、答弁を。

（「早うしょうで」と呼ぶ者あり）

答弁願います。

民生部長、答弁。

民生部長（中沖 明君） 後期高齢者医療の制度につきましては、県の広域連合のほうでということになっておりますし、支援の有無ということでございますが、今現在竹原市が基本的に考えておりますのは、そうはいっても、保険という制度の建前上、幾らかでも負担をしていただくというふうな形で対応をさせていただいておりますし、その中で、先ほど市民生活課長答弁申し上げましたように、無年金の方についても、軽減措置を講じる中で、全員の方が納付をいただいているというふうな状況もございますので、保険制度の考え方というんですか、基本的な考え方として、幾らかでも受益者負担というふうな形で負担をしていただくということで現在対応しているということでございますので、御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

副議長（稲田雅士君） １１番。

１１番（松本 進君） だから、今の部長の答弁では、仕組みのことを言ってる。無年金の人もある程度というんか、最低限の負担をしてもらうという考えでしょうけれども、私が言いたいのは、幾ら制度がそうなっとなつたとしても、市独自で、判断で、給付措置はできるわけですよ。だから、私は、市民税非課税ぐらいの人までという枠を広げてもらいたいんですけども、最低限この場で即刻できる、判断できると思ったのは、月額１．５万円あるいはゼロの人が１％、５０人ぐらいおられる。こういった人は、少なくとも市が支援しても、財源的にも２０万円しか要らない。これで、実質保険料の負担がゼロになる。その人が、それは滞納がなくなれば安心して医者にかかれるわけですから、そういったことぐらいも私は市で、この場で判断できるんじゃないでしょうか。そこもできないと言うんですか。制度の問題は、説明私は聞いてますよ。

副議長（稲田雅士君） １１番さん、時間が来てますんで、簡単に。

１１番（松本 進君） 市長、５０人に２０万円の方の支援がなぜできないのか、市長にぜひお伺いをおきたい。

副議長（稲田雅士君） 副市長、答弁。

副市長（友久秀紀君） 340円の減免についての御質問でございますが、これは第一義的には広域連合のほうで検討されるべきものというふうに思っておりますし、国のほうで9割という軽減措置も設けておりますし、保険の相互扶助というような考え方で言いますと、受益のあるなしにかかわらず、所得の大きい人は大きく負担して、一方ではゼロというのはいかなるものかという考え方もあろうかと思えます。そういった中での国のほうの9割軽減措置というものが設けておられるということだろうと思えますので、そのように御理解をいただきたいと思えます。

副議長（稲田雅士君） 以上をもって松本進君の一般質問を終結いたします。

質問順位2番、道法知江さんの登壇を許します。

2番（道法知江君） 第4回定例会一般質問を行います。公明党の道法知江でございます。よろしくお願いいたします。

1、子育て環境の充実。

①妊婦健診のための交通費助成。

20年前から市内で唯一分娩業務を担っていた施設で分娩ができなくなって、大変深刻な事態が生じてからはや1年がたちます。市内で分娩できる場所がなくなって、竹原市は妊婦健診の14回助成をいち早く実行していただきましたが、妊婦さんから、通院の不安の声を聞いております。

そこで、伺いいたします。

昨年末より、広島中央地域保健対策協議会の産科医会で、市内での分娩再開に向けて検討していただいていると思いますが、その後の方策はどのように進んでいますか。あわせて、産科医療体制の検討の現状を教えてください。

また、提案ですが、母体の安全を守り、安心した状態でお産をしていただけるように、妊婦健診のための交通費助成を検討していただきたいのですが、どのようにお考えですか。

ことしから、赤ちゃん講座の開設や助産師による訪問相談を行っていますが、この内容と対象者の声にどのような反応があるか、教えてください。

②医療体制の充実。

竹原市総合計画において、安心できる休日・夜間診療体制の充実を図るとともに、救急医療に関する市民の意識啓発などに取り組むとありますが、小児科の夜間・休日診療の現状を教えてください。

2、竹原市の水環境。

私ごとではありますが、主人の転勤により瀬戸田町から竹原市に移り、そのとき水道水がとてもおいしく、感動したことを覚えています。竹原市の自慢の一つに、水道水がおいしいということが挙げられるのではないのでしょうか。

さて、この水道水も、全国的に見るとかなり汚染が進んでいます。ここで言う汚染とは、硝酸態窒素濃度のことですが、広島県の基準は20ppm以下（20ミリグラム以下）、全国基準は10ppm以下です。10年前の調査で、既に現尾道市瀬戸田町でミカン園のかん水用にボーリングを掘ったところの水を調べたら、40ppmありました。当然、飲料水としては不合格です。これは、明らかにかんきつ園にまかれた肥料が作物に吸収されずに、地下水に流れていったものです。

熊本県では、10年以上前に県下全域で調査したところ、かなりの地域で地下水が飲めない状態だとわかりました。これは、当時大きな問題になりました。また、静岡県では、静岡県の地下水は飲めない、なぜならお茶で一般作物の7倍もの肥料をやっているからと常識になっているそうです。現行では、窒素成分量で140から160キログラム施用しているそうです。これは、反別です。年間でこの数字になります。これを半分にしようという動きが起きています。窒素成分量で見ると60から80キログラム、ミカンでは約20から25キログラム、お米では8キログラムですから、いかに多いかがわかると思います。

かんきつ園が主体の瀬戸田町の地下水で汚染が確認されたということで、竹原市でも調べていただくと、現段階では良好とのことで、安心したところですが、しかし、瀬戸田町で起こったことは、対岸の火として見ることはできません。水質のチェック体制と農業における本当の施肥体系技術の確立を農協などと連携をとる必要があると考えられますが、いかがお考えでしょうか。

もう一点、水に関係したことでお聞きします。

平成7年、現在の地に家を購入しました。当然、水洗は当たり前と思っていましたが、簡易水洗だったことにびっくりしました。聞いてみると、下水道が整備されていないから無理とのことでしたが、今では下水道が完備され、水洗になりました。しかし、下水道が整備されていないところでは、今でもくみ取り式や簡易水洗もあるのが現状です。

水洗の問題だけを取り上げましたが、家庭排水も含めて、排水処理は地球環境から見ても重要な問題です。調べてみると、下水道整備だけでは維持管理費に莫大な費用がかか

り、市の財政を圧迫することは間違いのない懸案であることがわかりました。その対案として、合併浄化槽方式では、安くて、普及のスピードが速いことが挙げられます。合併浄化槽方式を中心に考えることは可能なのでしょうか、お聞かせください。

各種施策を推進するには、積極的な情報の公開と説明責任の徹底が不可欠であると思います。市民の皆様から正しい理解を得るためには、水質保全に与える効果、そのための費用と料金負担の関係等についての情報をわかりやすく開示する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

竹原市を誇りに思うことの一つとして、「美しい自然、豊かな自然に囲まれている」ということがアンケート調査で挙げられています。今こそ、竹原市の水環境を考え、竹原市の自然を守っていくことが大切だと思われま。

壇上にて質問を終わらせていただきますが、答弁次第によりましては、自席にて再質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

副議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 道法議員の質問にお答えをいたします。

1点目について私が、2点目については副市長がお答えをいたします。

市内における分娩再開及び産科医療体制の検討についてであります。安心して出産ができ、ハイリスク児が健やかに育つことのできるよう、迅速な搬送、受け入れ態勢を十分なものとするための地域周産期母子医療センターの設置について、かねてより広島中央2次保健医療圏域内の広島中央地域保健対策協議会で協議を続けております。

現状としましては、東広島医療センターへの設置に向けて準備を進めているところであります。しかしながら、医師の絶対数の不足と医師の偏在は深刻で、とりわけ産科、小児科は365日、24時間の勤務体制という厳しい労働環境などから、減少が続いております。本市においてもこの深刻な状況は続いており、大変憂慮しているところであります。

そこで、医師不足を加速させないための取り組みとして、限られた医療資源を守ることや、病院勤務医師への負担の軽減を図るため、医療機関、市民、行政関係者がともに考える機会となるよう、先日竹原地域医療市民フォーラムを開催いたしました。産科、小児科医の状況、子育て世代の市民の出産、小児医療に対する質問、行政の取り組みについて意見交換し、参加した市民の方から多くの意見をいただいたところであります。今後もさまざまな機会を通し、市民の皆様へ地域医療に関する啓発を行ってまいります。

次に、妊婦健診の交通費助成についてであります。山下産婦人科医院では、おおむね妊娠32週ころまで定期健診を受けることができますが、それ以降の健診が妊婦の経済的な負担増となっている現状から、今後交通費助成のあり方について慎重に検討してまいります。

次に、赤ちゃん講座の助産師相談や助産師による訪問指導の現状であります。以前より実施している赤ちゃん講座は、妊娠、出産、育児に関する知識、技術の普及を図ると同時に、妊婦等が交流することによって仲間づくりの場となるよう、妊娠期から育児期の不安の軽減を図ることを目的として実施しており、妊婦同士の仲間づくりにつながっているものと考えております。また、市内に分娩施設がなくなった状況を踏まえ、今年度から赤ちゃん講座の講師として助産師を加えることにより、妊娠中の不安の軽減を図っているところであり、母子保健事業とあわせて妊娠から育児までの一連の継続的な支援につながっているものと考えております。

助産師による産後の訪問につきましては、まず保健師が乳児訪問前に産婦に対して助産師の母乳相談があることを伝え、相談の希望者に対して助産師との同行訪問を実施しております。助産師による乳房のケアに関する助言、乳児の哺乳状況を見ながらの個別相談等を実施しており、育児不安の軽減につながっているものと考えております。訪問後においても、経過を見て連絡いただいたり、他の母子保健事業の参加を勧めたりし、継続した育児支援となるよう配慮しているところであります。

次に、初期救急、2次救急につきましては、これまでも竹原地区医師会などの関連機関と検討してきたところではありますが、救急医療に関する市民の意識啓発につきましては、救急医療体制の周知のため、本年4月から毎月広報たけはら並びに竹原市ホームページに休日診療所と2次救急の開設日を掲載しております。また、竹原地区医師会、東広島市消防局、関係市町と救急医療体制に関する会議を開催し、救急医療の現状、救急搬送の実情に関する意見交換を踏まえて、市民の皆さんへ救急医療の利用の仕方や救急車の適正利用等について啓発を行うこととし、救急医療に関する保存版のリーフレット「急な体調の変化に慌てないために」を作成しました。リーフレットの内容については、関係者に御確認いただき、去る11月に市民の皆さんに配布したところであります。今後、転入される方等にも御活用いただくよう周知を図ってまいります。

次に、小児夜間救急の現状についてであります。平日は午後8時まで、県立安芸津病院で実施され、休日の初期救急は、竹原市休日診療所で行っております。当地区には、小

児科医が少なく、小児夜間救急は、市内での開設が困難であり、近隣市町の医療機関に頼らざるを得ないのが現状であります。小児科は近隣市町でも十分な体制で夜間診療ができているわけではなく、当地区医師会の小児科医は竹原市民の受診もあることから、三原市の医師会病院に定期的に夜間診療の協力をしておられます。限られた医療資源を効率的に活用し、2次救急、当番病院の診療体制強化、休日診療及び他病院との連携強化による休日、夜間救急体制維持のため、今後も関係機関と連携し支援、協力体制を整備してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

副議長（稲田雅士君） 副市長、答弁。

副市長（友久秀紀君） それでは、私のほうから2点目についてお答えをいたします。

2点目の御質問についてであります。水質のチェック体制につきましては、安全で安心して飲めるおいしい水道水を供給するため、毎月水系ごとに水質検査を行っておりますが、現段階で基準値を超えておらず、安定した状態を保っており、引き続き維持管理に努めてまいりたいと考えております。

また、本市の農業につきましては、農業従事者の減少や高齢化による耕作放棄地の増大や農業生産物の価格低迷、担い手不足や有害鳥獣による被害など、厳しい環境であると認識をいたしております。農地は、これまでの農業が食料の生産だけではなく、洪水や土砂崩壊防止などの国土の保全、水源の涵養、大気の浄化や多様な生物の保全などの自然環境の保全、良好な景観の形成、地域社会の活性化等の多面的機能の役割を担うものであります。

農業における水や肥料の重要性は、稲作はもとよりかんきつ類の果樹栽培などの農業経営において、作物の生育や農産物の生産性向上などに必要な要素であります。適正な管理や使用を図る中で、消費者への安全・安心な農産物の提供につながるものと考えております。このため、農協や県などの関係機関との緊密な連携を図る中で、施肥体系技術の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、合併処理浄化槽による下水道整備についてであります。下水道は快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図るための施設であり、生活排水や産業活動等により生じた汚水を受け入れ、処理した後、再び公共用水域に戻すという水環境システムを健全に保つための重要なものであります。また、雨水などを適切に排除し、浸水などの被害を防ぐ働きも持っております。

本市においては、第5次竹原市総合計画に快適な生活環境の整備を進めるため、水質汚濁の防止など環境に優しい社会の実現を目指し、公共下水道の普及拡大を初め、公共下水道施設処理区域外などについては、合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理をすることを位置づけております。公共下水道事業につきましては、竹原市都市計画用途地域を中心に計画処理区域を989ヘクタールと定め、事業推進を図っているところであり、現在の人口普及率は約11％であります。

また、合併処理浄化槽につきましては、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し小型合併処理浄化槽を設置される方を対象に、補助金を交付し生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めているところであります。

このような状況の中、今年度公共下水道事業基本計画の見直しを行っているところであり、計画処理区域をどこまで含めるかが大きな問題点ととらえ、複合機能を持つ公共下水道と単機能である合併処理浄化槽を単純に比較はできませんが、国土交通省等3省の污水处理施設に関する統一的な経済比較をするための基礎数値を参考に、地域ごとに集合処理と戸別処理の経済比較を行い、各地域で最も効率的な整備手法を選択することを基本に考えて進めております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

副議長（稲田雅士君） 2番。

2番（道法知江君） それでは、再質問をさせていただきます。

最初に子育て環境の充実のところなんですけれども、広島中央2次保健医療圏内の広島中央地域保健対策協議会で協議を続けておりますというふうに言われております。この協議というのは、いつごろから始まっているか。また、東広島医療センターへの設置に向けて準備を進めていると。こういった準備というのはどういう準備なのか。それと、第2次保健医療圏とは、竹原市の位置づけはどのようなものになるのか。ちょっとこの内容がよくわかりませんので、教えていただきたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 広島中央地域保健対策協議会のいつごろからの協議かと言われた、昨年の、一昨年ぐらいから東広島、竹原市、大崎上島町、それと東広島医師会、竹原市医師会、東広島、竹原市の薬剤師会等の委員さんの中での協議でございます。それと、東広島医療センターへの準備でございますが、現在竹原市、大崎上島町は分娩施設

がないということ、そして東広島市のほうにも4施設の分娩施設がありますが、それぞれ医師の方高齢化されており、今後この広島中央2次保健医療圏内の産科体制の危惧がされておりまして、その現在あります東広島医療センターのほうに地域周産期母子医療センターの設置についての検討をさせていただいております。

2次医療圏といいますと、先ほど申しました東広島市、竹原市、大崎上島町の2市1町で構成している2市1町の圏域のことでございます。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 2番。

2番（道法知江君） その圏域の中に含まれているそのことによって、竹原市の住民に何が市民に対して何が変わるのでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 現在、広島県内で7圏域、保健医療圏域が7圏域ありまして、現在広島中央圏域の中だけ、そういうハイリスクの子供を治療できる周産期医療母子センターというのがございません。それで、今後こういうふうなものをつくりまして、この広島中央2次保健医療圏内の圏域でのハイリスク児の治療を、ほかの圏域で回すのじゃなく、この圏域での治療をしていくという考え方で、今現在計画を準備を進めているわけでございます。

以上です。

副議長（稲田雅士君） 2番。

2番（道法知江君） よくわかるようでわからないんですけど、東広島医療センターの周産期医療センターの設置は、東広島市なんですけれども、東広島市は平成18年4月5日に初めて地域産科医療基本構想の策定に取りかかったそうです。それによって、東広島医療センターになることによって、竹原市はどのように竹原市民がどのように変わるのかという質問だったんですけども、地域のかかりつけ医院、医師と連携強化ができて、共同利用いわゆる患者さんの受け入れや紹介とかMRIとかCT、そういった高額な機器を共同利用することができると、そういう利点があるので共同利用していただく負担を分散させることができるという。だからプラスになるんだということだと思んですけども、何か情報がちょっとはっきりしないなというふうに今感じておりました。東広島市としたら、平成18年4月5日に初めて地域産科医療基本構想の策定に取りかかったということ

昨年(平成28年)の12月に、竹原市は出産できない状態になったということで、もう1年たっておりますので、私は今回この産科についてのちょっと質問を子育て環境の充実ということで質問をさせていただくんですけれども、確かに病院の勤務医の労働が非常に過酷な状況で、医師不足というのは全国どこでも起きているというのが実態だと思います。そういった上で、再度の質問をさせていただくんですが、じゃあその医療センターだけに東広島医療センターができるまで周産期医療ができるまで竹原市はどうするのかということ、本当にどこまで悩み考えていらっしゃるのかなというふうに思うんですが、あつという間にこの1年がたちました。

もう既に去年の12月に私一般質問をさせていただいたときに、山下先生のところで出産がちょうど対象者が何名いらっしゃいますかと伺いました。そのとき51名いらっしゃるというふうにお答えいただいたんですけれども、この51名の方も既に出産無事終えて、そして場合によってはもう2人目の方もいらっしゃるというのが現状です。そうすると、竹原市は1年間何を、どういう手だてを打ってきたのかなということになると思うんですけれども、幸いにして竹原市は全国の中でもいち早く妊婦健診14回の助成、健診の助成というのをさせていただきました。それをしたからほっと一安心じゃなく、全国的なこれ施策になってきておりましたので、それが終わったから一安心ではなく、依然竹原市内では出産できない状況ですので、そのことに対してどのような竹原市が前向きに検討されるのかなと思っていました。

ことしの予算では、竹原市地域医療市民フォーラムというのを開催するというふうに予算化されておりました。この市民フォーラムを開催されたと伺いましたが、いつ、参加者はどのような人、何人ぐらい市民は集まったのか。また、その中でたくさんの御意見をいただいたところでありますという答弁がございましたので、どのような質問がありましたか、また多くの意見がありましたと書いておりますので、どういった御意見をいただいたのでしょうか、具体的に教えていただきたいと思います。

副議長(稲田雅士君) 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長(前本憲男君) 竹原市地域医療市民フォーラム開催でございますが、11月15日日曜日に勤労青少年ホームの3階のほうで開催させていただきまして、市民の方53名の参加をいただきました。それと、あと市民の方の御意見でございますが、市民の方からは、医師配置を強力に進めるべきだ、産科は必要だと思う、あきらめず働きかけをしてほしいといった御意見をいただきました。そしてまた、行政に任せず市民も一緒にな

って何ができるか考えていくことが大切だということも意見をいただきました。そしてまた、竹原市で出産できないという地域格差を感じていたが、限りある資源を活用し、住みやすい竹原市にしていこうという医療と行政の取り組みを実感でき少し安心したという意見もいただいております。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 2 番。

2 番（道法知江君） 質問はなかったんでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） この中で、最初の基調講演の中で、東広島市の本永病院院長の斎藤先生に来ていただきまして、これからの地域医療のあり方ということで講演をいただきました。その後、この本永病院の院長斎藤先生とそれぞれ米田小児科医院の米田先生、それと広島県の西部東保健所長の岡野さん、それと私ども民生部長の中沖、それと市民の子育て代表の方 2 名の方、それとコーディネーターとしまして竹原地区医師会の浅野先生とパネルディスカッションをさせていただきました。その中で、先ほど答弁させていただきように、竹原市でどうして分娩できないのか、そういった子育て代表の方のほうから御意見をいただきました。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 2 番。

2 番（道法知江君） 若い世代の方は、参加はいかがだったんでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 若い方は、今回子育て代表の方 2 人を出席いただきまして、パネルディスカッションをして、その仲間の方といいますかお友達の方を連れてきていただくというふうなことでしたのが、なかなかちょっと参加のほうはふえておりませんでした。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 2 番。

2 番（道法知江君） 何か医療関係とかそういったところの御意見と実際に産む側の若い世代の方の意見というのが、本当に反映される場なのかどうかということをやっと疑問に思います。

昨年の 12 月の一般質問のときもそうですし、本年 3 月の予算委員会のときもそうだった

たんですけれども、私はぜひ51名の方にアンケート調査、追跡調査ですそういうものをお願い、2回お願いしたんですけれども、そういったものはされていますでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） アンケート調査というものはしておりませんが、保健師等が訪問して、そういった御意見等お伺いさせていただく機会をつくっております。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 2番。

2番（道法知江君） ぜひ、そういう若い方々の率直な御意見をどこかでまとめていただくということも必要じゃないかと思います。

そして、その次のまた質問なんですけれども、赤ちゃん講座、助産師さんとか保健師さんと一緒に訪問をしていただいていると。できればこういうときなんかチャンスじゃないかなと思うんですけれども、妊娠中の不安というものをお聞きしていただいたりとか、ぜひそれを行っていただきたいと思います。それが一番の現場の声ですので、そこをもとにして政策というのをつくっていかないと、この人たちの意見を聞かないと、いい政策というのはできないというふうに私は思います。政策は何のためにあるのか、そういう人、本当にその人、住民のためにあるので、ぜひそういった御意見をしっかり聞いていただきたいなというふうに思います。

赤ちゃん講座のこともちょっとよくわからないんですけれども、分娩施設がなくなったことによって、赤ちゃん講座になった理由をお聞きしたいと思います。そして、この文章では妊娠から育児までの一連の継続的な支援につながっていると考えているというふうに言われるんですけれども、母親の母体のほうからいいますと、妊娠、出産というこの出産というのは、命がけのところの部分に欠けているのではないかと思います。ただ、妊娠から育児までの赤ちゃん講座を開設したことによって、竹原市は出産できないことに対する何らかの施策というふうに思うんですけれども、やはり妊娠、出産という本当にこの大事な部分が欠けているのではないかなと思います。赤ちゃん講座の内容です、ちょっとお聞きしたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 先ほど市長のほうから御答弁させていただきましたように、赤ちゃん講座のほうでは妊娠、出産、育児に関する知識、技術の普及を図ると同時に

妊婦等が交流することによって、仲間づくりの場となるよう努め、妊娠期から育児期のその期間の不安の解消に努めて、仲間づくりを妊婦同士の仲間づくりにつなげていくものと、いけばと講座を開設しているものでございます。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 2 番。

2 番（道法知江君） 余り細かいことばかり聞くのもどうかと思うんですけども、相談希望者に対してというふうに言われております。これは大体何件ぐらい相談希望者があるのか、そして助産師と同行訪問された件数です、何件ぐらいあるのか。例えば、1 件につき何回か回数を行かれてるということなのか。それと、母乳に関することが書いてあるんですけども、助産師による乳房のケア、これはケアに関する助言と書いてありますけれども、助言だけで終わってるんでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 助産師、希望者何件か件数についてちょっと今ここに持ち資料がございませんので、済みません。

助産師の母乳相談でございますが、保健師と助産師が訪問いたしまして、母乳が足りているか心配であるとか、乳腺炎の予防法を知りたいとか、病院で改めて聞くほどのことではないけど、気になることがあるということの相談をいただきまして、それに対して助産師、保健師等の助言をさせていただきまして、産婦さんからは安心した、この子に対する母乳の与え方がわかったとか、アドバイスのようなケアをしていたらお乳のしこりがとれて楽になったとかという御意見を聞いております。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 2 番。

2 番（道法知江君） 多分わかったんですけど、助産師によるケアの助言だけじゃないですね。現実にはマッサージとか母乳が出やすくするということに助産師さんはやっているというふうに理解してよろしいですね。

福祉保健課長（前本憲男君） はい。

2 番（道法知江君） はい、ありがとうございました。

それと、次のところなんですけれども、救急医療についてなんですけれども、実は市民の方から安芸津の県病院で夜間救急、休日の夜間ができなくなったと。うちの子は小児ぜんそくなんです。本当に急を要するんですけどもそういうときはどうしたらいいのかと、

本当に不安を抱えているという声を伺いました。本当にそうだなと思って改めて調べましたら10月でもう夜間の休日の診療ができないというふうになっておりました。

答弁では、いろいろ休日診療の初期救急は竹原の休日診療所で行っているとか書いてあるんです。問題は、子供さんというのは夜間とか休みに限って急に高い熱が出たり、ひきつけを起こしたり、小児ぜんそくもかなりふえておりますけれども、そういう症状が出ると。今現実にもうそうだと思うんですけども、小児の夜間救急というのは、竹原市はどのようにとらえているのかなというふうに思ってお聞きしたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 今現在、先ほど答弁市長のほうから申し上げました休日診療、日曜日にはやっておりますし、それとまた夜間救急のほうとしましては県立安芸津病院のほうで平日午後8時までしていただいております。それと、今回答弁させてもらいました急な体調の変化に慌てないようにということでリーフレットを作成いたしまして、子供救急電話相談という＃8000とかいうそういうふうなチラシを作成いたしまして、市民の方に啓発させていただいております。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 2番。

2番（道法知江君） 産科もないし小児科の救急も、竹原市は大変厳しい状況だというふうにこれ本当に深刻な問題だと思っておりますので、しっかり先ほど53名の参加の中で、あきらめない、絶対あきらめないでほしい。何ができるかを本当に協議してほしいという御意見と、限りある資源を大事にしながら本当に協議していただきたいという御意見があったというふうに伺いましたけれども、大事なことだと思いますので、しっかり検討していただきたい課題だと思っております。

リーフレットは、市民の皆様にどのように配布されたのか。それと、今1人で小児科の先生、一生懸命孤軍奮闘されております。たった一人だけの小児科の先生ですので、もう本当に貴重な大事な存在だと思うんですけども、それにも増して、まだ三原のほうに医師会の病院に定期的に夜間の診療にも行かれています。こういう実態が書かれてありましたけれども、定期的にとはどれぐらい行かれていますでしょうか。

それともう一つ、さっき言いました＃8000番のことが昨年からも私も話させていただいているんですけども、＃8000番の前に＃8000番をどうしようかなと、押すかなという前に、東京都では＃7119、救急車を呼ぶ前にどうしたらいいかなと、救急車

と指令室が直接つながっているらしいんですけども、＃８０００番の前に＃７１１９というのものもあるそうなんですけども、その御認識はございますでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） リーフレットの配布でございますが、１１月広報と一緒に各自治会のほうへ配らせていただきました。市民の方に配らせていただきました。

それと、定期的に小児科医の先生が三原医師会病院のほうへ行かれているという御質問でございますが、週に２回ぐらいだというふうに聞いております。

それと、＃７１１９の状況でございますが、全然知っておりませんでした。

失礼いたします。

副議長（稲田雅士君） ２番。

２番（道法知江君） 特に、年間で百七十五、六名の出産の今の現段階の数ですので、もう本当に一人一人を大切に対応していかないといけないと思うんですけども、情報というのは東京都の情報ですので、一目瞭然ここへまたどういったことの、これトリアージではないそうなんですけれども＃７１１９、東京消防庁がやっているらしいんですが、こういったこともぜひ研究していただきたいなというふうに思っております。そのための緊急の場合のときにどうするかということ踏まえて、この間のフォーラムがあったと思いますので、しっかりと協議していただきたいと思います。

竹原市総合計画におきまして、関係機関と連携し休日、夜間における医療及び救急体制の確保に取り組むと書いてありますので、ぜひ今本当に困っているお子さん、小児さんそくを抱えているお母さんとかそういった方々のお気持ちを察していただきながら、しっかりと研究をしていただきたいと思いますので、どんどんどんどんまた公表をお願いしたいと思います。

以上で終わりますが、２点目の質問をさせていただきます。

今回水のこと質問をさせていただいております。これは水って非常に大事です。ちょっと何で大事なのかというのを私も改めて読まさせていただいたので、少しまとめをさせていただこうと思うんですけども、人類の半分は水不足にもう直面するというふうに本に書いてありました。人口は今６０億人を突破しております。そして、現在では国連の世界水開発報告書によると、世界人口の５分の１に当たる１２億か１３億人分の安全な飲み水しか確保できない状況にある。そして、１１億人は飲み水を十二分に得られず、さらに２６億人は上下水道などの衛生完備を持たないために、感染症の危機にさらされている。

アナン前国連事務総長は、開発途上国地域で病気を減らし、人命を救うための最善の策はすべての人々に安全な水と十分な衛生設備を届けることにほかならないと言われています。地球規模で水不足や水の汚染がまさしく危機的状況を迎えているということを、まず前提にお話をさせていただきたいと思うんですけれども、水質、一番最初に質問をさせていただきます。

副市長の答弁で、水質のチェック体制というのを書かれておりました。この水質検査は市独自でされているのでしょうか、教えていただきたい。間隔もどれぐらいの間隔でチェックされているのか、これをお聞きしたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 水道課長、答弁。

水道課長（加藤洋孝君） 水質検査でございますが、竹原市の水道の水質検査につきましては、厚生労働省が行います水道水質検査の制度に関する調査で最高評価のSランクに格付されております財団法人広島県環境保健協会に委託をいたしております。それで、頻度でございますが、各水系ごと管末で毎月1回検査を行っております。その水系ごとですが、中通水系、東野水系、成井水系、末友水系、福田水系、それからあと県用水の関係でございます。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 2番。

2番（道法知江君） 済みません、聞き漏れてたんで。間隔は1年に1回とか2年に、半年に1回とかそういう。一月に一遍。済みません。水道法で決まっているというふうに教えていただきました。ありがとうございます。

まず、水資源の問題というのは、エネルギー資源や食料資源の危機だけであるのではなくて、次に控える大きな危機が水資源の問題と思いますが、このことについてどのように認識をされておりますでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

水道課長、答弁。

水道課長（加藤洋孝君） 水道のほうでよろしゅうございますでしょうか。

竹原市としましては、今のところ貴重な水源でございます自己水源、賀茂川に5水源、現在ありますけど、ここらを中心に今後とも大切な水でございますので、守っていきいたいというふうに考えておまして、今のところ水質、それから水量とも急激な減少とかということは起きておりません。日々現場の従事しております職員につきましても、安全でと

り過ぎの起きないように注意を払ってやっております。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 2 番。

2 番（道法知江君） ありがとうございます。

ちょっと、角度を変えて質問をさせていただきたいと思いますが、まず竹原市においては、どのような下水道のことですが、どのような形で下水道整備に取り組んでおられますでしょうか。

それと 2 点目に、竹原市における下水道の普及状況、汚水処理費、使用料収入の差額と回収率、これをそれぞれお伺いいたします。

3 点目に、汚水処理費と使用料収入の差額についてはどのように対応しておりますでしょうか。

4 点目に、繰り出しが本市の財政に多大な負担をかけていることについて、どのように認識されてますでしょうか。

5 点目に、財政状況が厳しい中、今後とも今のままで下水道整備を進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。

6 点目に、汚水処理未普及世帯を仮に、仮にです、全部合併浄化槽に整備したとすると、費用はどの程度になるでしょうかお聞きしたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 下水道課長、答弁。

下水道課長（平田静登君） 下水道課です。

まず最初に、取り組みでございますが、1 回目で答弁させていただきましたとおり、現在竹原市都市計画の用途地域を中心に公共下水道を進めているところでございます。これにつきましては、国のほうにおいて国土交通省と農林水産省と環境省でございますが、それぞれの役割分担ということの中で、国土交通省については用途地域いわゆる市街地を中心に公共下水道を進めていくということと、農林水産省におかれましては、農業振興地域を中心に農業集落排水事業をやっていくと。その他の地域については、環境省が小型合併浄化槽を推進していくという基本的な考え方がございまして、しかしながら地域に最も実情に合った整備手法を採用していくという指導もございまして、そこらあたりで1 回目の答弁にありますように、現在基本計画の見直しということをやっております、その中で今の 989 ヘクタールという処理区域をいかに、はっきり言いましてコンパクトにできるかということがあるんですが、やはりこれも経済性ということも考慮する中で、いろいろ

今取り組みを進めているというところでございます。

そして、2点目のたくさんございましたのでちょっと漏れがあるかも知れませんが、普及率とか汚水の処理費とか、使用料の徴収状況とかということでございますが、まず普及率でございますが、これは公共下水道のほうの普及率が21年3月末で約11%でございます。それに合併浄化槽もとらえての御質問でございますので、これを公共下水道と同じような人口普及率という形に換算いたしますと約16.7%ぐらいという形になりますので、現在の合わせた全体の人口普及率というのは27.7%ぐらいになろうかと思えます。

そして、汚水処理費でございますが、汚水処理費いわゆる汚水処理にかかります維持管理費ということで、平成20年度の総務省へ提出しております決算統計の数字で説明させていただきますと7,025万9,000円、一応処理費がかかっているということがございます。これにつきましては、人件費が約3,150万円ぐらい含まれているというところでございます。

そして、使用料収入でございますが、これは平成20年度決算で、額で2,654万7,000円でございます。ちなみに平成19年度が1,675万円でございますので、1,000万円ぐらいアップしておりますが、今年度は3,300万円ぐらいを一応予定しておるという状況でございます。

そして、次に汚水処理費と使用料収入の差額ということでございますが、先ほどそれぞれ7,025万9,000円と2,654万7,000円、その差額4,371万2,000円が差額ということでございます。で、これの負担については、どのような形で整理しているかということの御質問でございますが、これにつきましては、一般会計より基準内繰入額として措置をさせてもらっております。

そして、繰出額が多大であるということについての認識ということの御質問があったと思うんですが、これにつきましては、御質問自体が今時点改めて考えさせる問題であろうというふうには思っております。議員さんの言われる認識と私の認識が少し違うかも知れませんが、客観的に申し上げますと、平成元年に事業に着手いたしまして今日まで投資額が約118億円でございます。そして、平成20年度末の地方債現在高が約53億8,000万円ございまして、これらのうち約2分の1弱は雨水処理に係る費用でございます。それで、運用につきましては、多額の先行投資をいたしまして汚水処理施設をつくっているわけでございますが、これをいかに効率よく運用をしていくかということになります。

すと、やはり管渠工事を進めまして面的整備を図る中で、水洗化率の向上や使用料の収入のいわゆる効率を図りまして、やはり経営上の努力といいますかそういうことを重ねる中で、経費の回収を行っていくということがやはり一番必要とされてるというふうに認識しております。

5点目の今後の進め方ということがあったと思うんですが、これ1点目で御説明させていただきましたので省略させていただきまして、未普及世帯のいわゆる金額という形の御質問もあったと思うんですが、ちょっといわゆる未普及世帯の数とか合併浄化槽で比較するとか、公共下水で全部やるとかというようなたくさんの金額の出し方というものがありますので、ちょっと今ここですぐ、もう少し具体的な御質問でしたら答えられる場合があるかもわかりませんが、ちょっと答えられませんので省略させていただきたいと思います。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 2番。

2番（道法知江君） 丁寧に答弁いただきました。

いずれにしても、一般会計から補てんされて累積赤字をずっと出しているという実態が勉強すればするほどわかりました。その中でなんですけれども、何世帯になるか。例えば、仮に合併浄化槽、単独浄化槽の方もいらっしゃると思うんですけれども、合併浄化槽にした場合に、例えば平均で7人槽だったらどのぐらいになるのかなというふうに思いましたので、費用はどの程度になるかという質問をさせていただいたんですけれども、現実このままでいくと、大変な金額になるのではないかなというふうにすごく心配なところで、夕張市も下水道事業の破綻で財政再建団体になったと。このときの夕張市は、全国が下水道の普及率が69.3%のときに、平成17年、夕張市は28.3%だったと。でも竹原市の今の状況を聞きますと、これもちょっとすごい27.7ぐらいですか、合わせて。大変厳しい状況ではないかなというふうに思います。回収率、夕張市の場合の下水道の事業の回収率はわずか17.4%だった。竹原市も同じような状況ではないかなというふうに思います。夕張市が財政破綻状態になったことを受けて、地方では地方財政健全化法というのが成立したと思いますけれども、こういったことも含めてなんですが、みずからの生活の場である竹原市の下水道事業は、果たしてこれからいろいろ検討することが必要、大切なことなんだというふうに考えました。

けれども、先ほど下水道課長が言われたように、3省にまたがっていると、合併浄化槽

のことは市民生活課、そして農業排水については農業のほうでということで、下水道は下水道ということで3省がまたがってる、国のシステムがそうなっているから仕方がないと思うんですけども、その生活排水処理事業とか大別してそのような事業転換を大きく検討していくべきではないかなというふうに思います。公共下水道だけではなく、農業集落排水とか、農業集落排水は竹原市の場合はそれぞれになっていますけれども、環境省の浄化槽とか3つのところから3省がばらばらでは整備ができないのではないかなと、効率も悪いし時間もかかり過ぎると。そのために、地域がどんどんどんどん疲弊していくということではないかなというふうに思います。

本来のインフラ整備というのは、やっぱり水環境の問題を第一に考えてやっていかないといけないのではないかなと思うんですが、行政改革という意味で、この3省が一つになって、生活排水処理事業というふうな形で検討していこうというふうなお考えはあるのでしょうか、どうでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 下水道課長、答弁。

下水道課長（平田静登君） 国のことはちょっと私では答弁できませんが、ただいろいろ国においても、3省が下水道行政に当たっては、連絡を密にして、それぞれ連絡調整をされてるのは事実でございまして、先ほど事業メニューの中にも竹原市は該当するということではございませんが、3省が同時にできるという事業手法もございまして、それぞれ地域によっては、そういう整備手法を活用して事業を実施されているところもあるわけでございます。

それで、本市におきましても、やはり市ですから一元化というのは、機構改革等でもできないことはないと思うんですが、国の動向もありますし、将来的にはそういう形が基本的には望ましいとは私も思っておりますが、現状では当市で言えば、市民生活課といわゆる連絡を密にして、それぞれ水質保全のために下水道行政を発展していかななくてはならないというふうに担当のほうでは考えております。

副議長（稲田雅士君） 2番。

2番（道法知江君） この間、11月17日、水環境フォーラム2009というのがありました。これは議員の議会事務局で引き出しに全部入ってましたので、これを見させていただいて、これは行かせていただこうと思って行ったんですが、残念なことに参加者名簿というのをいただきまして、これを見ましたら竹原市どなたも来られてないんですよ。全市の部課長、市町村の行政関係者、皆さん来られていたんですけども、竹原市はどなた

も来られていない。大崎上島については、上下水道の課長補佐、係長、主任3名が来られておりました。また、議員の方も何名か4名か、6名、7名ぐらい来られてた。こういうことというのは、その3省にまたがっているから情報がばらばらになっているのかどうか、それをまずお聞きしたいと思いますので、多分答弁は副市長に答弁していただくのが一番いいんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

副市長、答弁。

副市長（友久秀紀君） 大変申しわけありません。

承知いたしておりますでした。

副議長（稲田雅士君） 2番。

2番（道法知江君） 済みません。議会事務局の引き出しに、皆さんの議員さんの中に全部入ってたんですけども、全く承知していないということでもいいんでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 市民生活課、わかる。

2番。

2番（道法知江君） きっと知らなかったということだと思います。

知らないでいいのかどうかわかんないですけど、水環境フォーラム2009、地域における水環境の未来を考える、リーガロイヤルホテルで行われました。広島県の環境整備事業協同組合、協賛は環境整備事業協同組合連合会、そして後援は広島県、広島市、広島県市長会、広島県町村会、そして財団法人の環境整備教育センター、県の環境保全協会、保全センター、そして先ほどSランクに値するというふうな竹原市の水を調査していただいているところの広島県環境保健協会、これも来ておりました。こういうところからのものでありました。

これを見まして私びっくりしちゃったんですけども、水道の経営実態調査というのがばっと全部出ているんです。各市町が全部出ております。広島市から神石高原町までだと全部出て、1人当たりの不足額というのまで出ているんですけども、下水道経営実態調査、これによりますと、これ供用開始の前ですので、断トツで広島県竹原市が114万9,000円、1世帯当たりの不足額出てるんです。これ見て本当に最悪の数字がこのように出たわけです。これ見るだけでは本当にびっくりして帰ってきましたら、よく聞いてみたら18年ですので、供用開始後だということで、納得はしたんですけども、このように下水道に関すること、また竹原市の自然豊かな水に関すること、なぜもう少し

真剣にとらえて竹原市民の代表する水でもありますので、そういったところに研究していこう、勉強していこうということに起きないのかなということはちょっとすごく非常にショックでした。

それで、ここであえて申し上げるんですけれども、生活の中で使われる道具の研究で知られている山口昌伴さんですか、の著作水の道具史という本があるんですけども、それにはかつて日本では水罰という、水の罰です、ばちを受けるの罰です、水罰という言葉が使われていたといえます。天罰てきめんと言いますけれども、すぐにきいてくる天罰の一つに水への気配りを戒めたとありました。地球上で使える水は、先ほど申し上げましたようにわずか1万分の1です。この一方でその量は、膨大であり、そして循環しているんだということを認識しないといけないなというふうに思いました。

これは、合併浄化槽のことで推進して、かなり飛躍的にいろいろ変わったということなんですけども、人口密集地域には下水道、郊外では浄化槽の導入を整備して蛍の里の復活に成功している環境整備事業を積極的に進めていった北九州市小倉、これはかつて公害の町と呼ばれた世界一で、今蛍のまちづくりにしていこうと展開がなされております。栃木県でも都賀町ですか、群馬県の富岡市、島根県の出雲市、熊本県の矢部町に至っては、現在3万匹の蛍がいます。兵庫県の青垣町、加古川の清流が流れているこのところの町は、下水道ではどう考えても財政的な手だてが不可能だということで、生活排水の処理を最初から浄化槽で推進されたそうです、合併で丹波になっておりますけれども。香川県のまた大川郡の寒川、寒い川、寒川町も自治体は下水道でやっていくという中で浄化槽に踏み切ったそうです。現在はさぬき市になっております。宮崎県佐土原町も長野県の下條村も、この村下條村は、2006年夏に全国出生率1.34というときに2.12という驚異的な出生率で話題になりました。村長さんが全戸すべて市町村設置型の浄化槽でいくと話しておられました。このような英断は、地方自治体の経営者ともなるべく、首長、首長には欠かせない視点だと思います。未来に期待のできる水資源、水環境、これを刷新していただければというふうに私は思っております。

また、右肩上がりの成長期が続いてるときには、そういう時代なら各課の担当が、それぞれ前を向いて自分のことだけの仕事をやってればよかったと思いますけれども、今はそんな継ぎはぎだらけのパッチワークのような行政では市を動かすことはできないと思います。社会のニーズや市民のニーズが変わってきております。また、環境の問題は特に意識が高くなっております。その例で言いますと、環境意識が高くなったというのは、環境基

本計画今つくっておりますけれども、環境基本計画基礎調査報告書の中で、市民団体や事業団体の意見を聞き、実効性の高い計画を策定中と書いてありました。そして、そのアンケート調査の結果では、市民団体12団体が水質保全対策としては、生活排水対策を優先すべきであると回答をされております。竹原市の環境基本計画の調査の中にここに書いてありました。であるならば、やはり今公共下水道普及率11%、水洗化率48.4%、この現状をしっかりと水質検査をしながら、やっぱり独自でも汚濁負荷対策をぜひやっていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

そして、農業のほうに移るんですけれども、瀬戸田町の話をしていただきました。瀬戸田町からの飲料水の適合かどうかという判定基準の資料は持っておりますので、またぜひごらんになっていただきたいなというふうに思いますが、農業も肥料をやたらまきやあいいものが育つんじゃというふうに思ってる方が、まだまだたくさんいらっしゃいますので、適正なということを農業指導、JAとか農業技術者にぜひ研究をしていく必要があるのではないかなというふうに私は思っています。

それで、私一番怒っているのは、その大切な水フォーラムとかこういうところにだれも行っていかなかったということとか、ほかにもあります、県の大事な重要な研究会とかということにも、なかなか竹原市はお見えになっていないというのがありましたので、ちょっとその辺がすごくおかしいんじゃないかなと思ってるところです。

それと、下水道計画の策定と同時に、やはり生活が同じ下水道計画をつくった時点と同じ生活が延々と続くわけではないですので、今からやるべきこと、世の中が変わっている、変わることが前提で、例えばこういう竹原市にしましょうとか、低炭素社会で竹原市はやっていこうと思う、エネルギーが大事、水が大事、農業が大事、そして漁業が大事ということを、もう徹底してやっていこうというようなお考えが市長にあるかどうか、それをお伺いしたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 市長、答弁。

市長（小坂政司君） 議員御指摘の医療、環境ということでございますけれども、特に今環境の問題が言われております。その水処理についても省庁をまたがったのこれまでの施策がございました。これから地方分権ということが今後進展する中では、やはり地域経営者がしっかりと見据えてやっていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、公共下水道も踏まえ、生活排水処理の方法は竹原市、国、県もございますけれども、竹原市にはどの方法が最適かということは、しっかりと見据えていかなければならないというふうに思

いますし、低炭素社会というのは、日本だけでなく国際的にも認識を深めておられるわけ
でございますので、特に竹原市そういった自然環境もいいわけですから、これからの文明
社会の中においても、そういった生活部分のリサイクル等々をしっかりと進めていかなけ
ればならないというふうに思っております。

副議長（稲田雅士君） 2 番。

2 番（道法知江君） ありがとうございます。

3 省をまたいでいるということをさっき話をさせていただいたんですが、ぜひいろんな
情報をお互いの省をまたぎながら情報交換をしていただきたいというふうに思っておりま
す。

特に、ちょっと話を少しだけ戻すんですけども、循環型社会形成推進交付金で今回合併
浄化槽のこと答弁書にあったんですけども、いろいろまだ補助金が何か残っていて低炭素
社会と社会対応型浄化槽の推進はまだ残っていると聞いておりますので、どんどん全国
的にもどんどん手を挙げていただくことが大切だというふうに思います。ただ、国は民主
党によるいろいろ事業仕分けで、昨日の中国新聞によりますと、いろんなところが廃止に
なっていっていました。廃止、見直し、凍結とか出ておりました。ただ、唯一希望が持て
るのではないかなと思ったところに、医師のことも半分予算が削減されるそうですね。医
師不足、先ほどの周産期母子センターのことについても 50%削減される、概算要求では
573 億円だけでも半分ぐらいになるかもしれない。そういった中で、地方、民間への移
管ということで下水道工事も書かれておりました。要求は 5,188 億円、人口の少ない
過疎地などでは下水道よりも低コストな浄化槽などの整備を進めるほうが効率的だとの指
摘でなっております。それとか、例えば温暖化の CO₂ の削減、温暖化に関心を持っても
らうことの事業というのもあります。市民運動を喚起するということには予算どおりと
か、あと地球規模の生物多様性モニタリング推進事業、干潟やサンゴ礁などの国内約 1,
000 カ所を調査するためには、予算要求どおりというふうにも出ております。竹原市は
主に、カブトガニとかシオマネキということで、この 1,000 カ所の中に入るかどうか、
入ればすごいんではないかなと思うんですけども、こういったことも全国的にはどん
どん進められていっております。

大切なのは、どうやって竹原市がふるさとづくりをするかということだと思います。厳
しい累積赤字がある、過疎と言われるぐらいなことを逆手にとって、ぜひ環境施策を進め
て若者を竹原市に呼び込もうじゃないかというようなことを、前向きにやっていただくた

めには、水環境というのは外せないテーマだというふうに思っております。そして、来年は、先ほど言いました生物多様性ということの来年は国連が定める国際生物多様性の年、多様性年が来年に当たるそうです。日本における生物の多様性ということに対する調査がいろいろ研究が進むそうですので、ぜひこの機会、チャンスをとらえて竹原市の持っている本当に市民のアンケートにあったとおりです。この竹原市の自然を市民の皆様とともに一緒に守り、はぐくんでいくという大きな施策を水環境ということをテーマにやっていただきたいなというふうに思います。

後ほど決算特別委員会で委員長報告の中にもあると思いますけども、公共下水道につきましては、市内中心に下水道事業が進められているところではありますが、地域に適した処理方法を含め、現状の基本計画の分析及び財政見通しを検証し、今後の下水道のあり方について研究されることを要望いたしますというふうな文面が残っているとおり、やはりここでしっかり見直していく必要があるのではないかなと思ひまして、今回水環境ということをテーマに取り上げさせていただきました。

以上で質問を終わりたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 以上をもって道法知江さんの一般質問を終結いたします。

15分間休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後3時00分 再開

〔議長交代〕

議長（小坂智徳君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、宮原忠行君の登壇を許します。

3番（宮原忠行君） それでは、市民会議として平成21年第4回定例会議における一般質問をさせていただきます。

今議会は、市制施行半世紀を経て、新たな半世紀への歩みの分岐点となる市民の選択が問われる歴史的な市長選挙を間近に控えて、極めて微妙な時期における議会での一般質問であります。私は、現在の竹原市政が包摂していると思われる諸課題を網羅的かつ多岐にわたり質問させていただくこととさせていただきました。市長選挙を間近に控えた今議会ならではの政治主導の論戦をさせていただきたいと思ひますので、市長自身の言葉による真摯にして簡潔明瞭な答弁を、まずもってお願いをさせていただきまして質問に入らせて

いただきますので、よろしくお願いをいたします。

最初の質問は、コンクリートから人へという民主党の政策理念による公共工事予算の圧縮削減予算が編成された場合、竹原市経済はどのような負の影響を受けるか、またその場合における対策をどうされるのかということであります。

鳩山連立政権による政・官・業のトライアングルによる産業政策中心の予算編成からコンクリートから人へあるいは福祉経済への転換、さらには地域主権を実現するための財政運営を目指すと言われている平成22年度政府予算の編成方針は、いまだその全貌、具体像は明らかにされてはおりませんが、そうした基本理念を実現するための予算が編成された場合、市長は疲弊しつつある竹原市経済、なにかんづく建設関連業がどのような影響を受けると想定されているのか。また、その影響に対する政策対応をどのようにされるのか、御所見をお伺いさせていただきます。

次に、行政刷新会議のワーキンググループによる事業仕分けによって、見直しが求められた地方交付税の見直しに関して、市長はどのように認識し対応されようとしているのか御所見をお伺いさせていただきます。

第3の質問は、2番目の質問とも関連しますが、行政刷新会議のワーキンググループによる事業仕分けによって、都市計画道路忠海中央線や国道432号線が無駄排除に基づく不要不急事業に選定され、事業の執行停止、凍結という事態が生じるおそれはないのかという問題であります。もし、そういう事態が想定されとするならば、市長はどのように対応されるのかその御所見をお伺いさせていただきます。

この質問に及んだのは、八ツ場ダム、高速自動車の建設中止、羽田空港の国際ハブ空港化、関西国際空港への補給金見直し等々コンクリートから人へや、国際競争力のある港湾への集中投資等々の政策アナウンスが、スピード感に欠ける竹原市の社会資本整備に重大な影響を与えずにはいないのではないかという危惧を感じざるを得ないとともに、これまで広島県当局との折衝を一心に担ってこられた建設産業部長の定年退職という冷厳たる事実が差し迫っており、ただでさえ困難となった政権交代後の中央省庁、県当局、竹原市の間における政策要望、予算措置要望いわゆる官官折衝について二重苦、三重苦の困難が待ち構えていると思わざるを得ないためであります。市長の御所見をお伺いさせていただきます。

第4の質問は、市長はプレミアム商品券の継続的発行による1億円規模の市内有効需要を創出するための財政出動を求める商業者、関係者の声におこたえになられる用意がおあ

りになられるかどうかということでもあります。昨年9月15日に発生したリーマン・ブラザーズ証券の破綻によって引き起こされた世界同時不況は、国際協調による財政政策発動によって持ち直し、あるいは小康状態にあります。なお本格的回復にはほど遠く、2番底の襲来とデフレスパイラルの再来が危惧されるという深刻な経済情勢にあります。

そこで、地域経済の運営、市民所得の補償に第一義的な責務を有する市長として、政府の経済対策を待つという消極的姿勢に堕することなく、プレミアム商品券の継続的発行による1億円規模の市内有効需要を創出するための財政出動を発動させる用意がおりになられるかどうか、その御所見をお伺いさせていただきます。

5番目の質問は、記録的な新卒者内定率と有効求人倍率の低下、失業率の増加に対して、市長はいかなる問題意識と政策課題をお持ちになっておられるのかということでもあります。新卒者就職内定率と有効求人倍率の記録的低下、失業率の増加等々世界同時不況は、若者の就業機会を奪い、若者の豊かな人間的成長の可能性と未来を奪おうとしています。まさにロスジェネレーションの拡大再生産が繰り返されようとしているのであります。市内在住の若者の生存権を脅かし、貧困の拡大再生産が繰り返され、それと反比例するように竹原市経済は縮小再生産という負のスパイラルに陥り、人口減少化が一層加速されつつあり、市民の現在及び将来への不安をいやが上にもかき立てているところであります。

こうした竹原市経済の縮小再生産に伴う就業機会の減少は、少子・高齢化と人口減少という現代市民社会の病理現象を一層加速度的に進行、進化させ、竹原市は緩慢なる死を迎えつつあると言える状況に陥っています。まさに竹原市崩壊の予兆とでも言うべき危機的状況が眼前に横たわっているのであります。

就業機会の減少による若者の希望なき未来、希望格差社会の拡大再生産による地域経済の縮小再生産という負のスパイラルは、市民の活力を奪い竹原市の未来を奪おうとしているのであります。市内に若者の生存欲求、社会経済的ニーズを充足し得ない竹原市経済の現状と将来について、市長はいかなる問題意識と政策課題をお持ちになっておられるのか、その御所見をお伺いさせていただきます。

6番目の質問は、道路特定財源の暫定税率の廃止が現実化した場合、市長はどのようにして新開地区土地区画整理事業と下水道整備事業並びに道路維持修繕事業に係る財源を確保し、社会資本整備の促進と適正な道路維持管理事業の推進による公共施設の安全・安心を確保されるのかという問題であります。

道路特定財源の暫定税率の廃止が現実化した場合、その影響額は政府予算において約2兆5,000億円、地方財政への影響額は約7,500億円と言われており、社会資本整備と公共施設の維持補修に深刻な影響をもたらすことが予測されるところであります。私は、地権者、関係者の完全合意を必要十分条件としない行政計画たる新開地区土地地区画整理事業並びに下水道整備事業は、市民から選任授権された市長による市民への契約とも言うべき本来的性質を持ったものであり、まさに公権力の発動の結果、市長と竹原市行政、議会は竣工責任を当然に負うことになったと考えざるを得ないのであります。

しかしながら、これまでの事業推進となった財源をかんがみると、道路特定財源の暫定税率に係る補助交付額が大きなウェートを占めており、今後の円滑な事業推進を危惧せざるを得ないものでありますし、地権者、事業関係者等々市民の不安はいやが上にも増している状況にあります。また、市民生活に直結した生活道路の改良、維持補修予算は、地域住民の要望を到底満たすことはできない状況にあり、行政不信を増幅する要因の一つとなっています。市長は道路特定財源の暫定税率の廃止が現実化した場合、いかにして事業推進に必要な財源を確保して社会資本整備を促進し、市民生活に直結した基幹的公共施設たる道路の安全・安心を確保されるのか、その御所見をお伺いさせていただきたいと思います。

7番目の質問は、天池のしゅんせつ、道路、生活環境、地域景観整備に関する地域住民と行政との間における意識の乖離による政治行政不信解消の必要性に関する市長の認識についてであります。

天池と天池に流入する支川については、ここ3年来継続的に予算措置を講じ、事業の継続的な実施に努めてこられましたことにつきましては一定の評価をさせていただきたいと思います。そのことを前提として、天池のヘドロ堆積による局地的豪雨による堤防決壊、道路寸断等々災害不安、干潮時のヘドロ露出による景観破壊、悪臭による生活環境侵害、道路の未整備等々生活上の安全・安心、生活環境の向上を願う地域住民の要望は満たされることがなく、むしろこれまで実施してきた対策が糊塗的対応であるとして非難され、行政不信が増幅されている現象も一部見受けられるところであります。限られた予算の中で、必要十分な措置を講じてきたとする行政と地域住民との間において、相当大的な意識上の乖離が存在しているわけであります。それは、地域社会に対する住民の思いや願いと行政対応との間における必然的な乖離とでも言うべきものと考えられますが、住民と行政との間におけるパートナーシップに基づく協働のまちづくりを重要施策として掲げる竹原

市行政にとっては、無視することができない問題をはらんでいると考えざるを得ません。

市長は、協働のまちづくりの障害にもなりかねないこの乖離を克服するための住民との対話あるいは政策発動による信頼関係の醸成等々政治上、行政上の努力をされる用意がおりになりされるか、あるとするならば課題解決に向けた政策の個別具体的な展開とその工程表、ロードマップを示されるべきものと考えますが、市長の御所見をお伺いさせていただきます。

8 番目の質問は、県管理に係る砂防河川の整備促進についてであります。

この問題につきましては、過去何度か質問をさせていただき、一定の回答がなされたにもかかわらず、見るべき一定の成果が示されていません。このため、県管理に係る未整備あるいは整備途中の砂防河川の整備による防災上の安全・安心について、地域住民の行政不信は根強く、かつ広範囲に存在しているところであります。こうした声なき声、無告の民の声に耳を傾け、住民不安の解消に努める直接的責務を有する市長として、今後どのように対応されていかれるのかその御所見をお伺いさせていただきます。

9 番目の質問も県管理の港湾に係る忠海・長浜東側護岸高潮対策事業の進捗状況についてであります。

長浜東側護岸の高潮対策事業につきましては、今年度当初予算に県営事業負担金が計上されているにもかかわらず、事業着手されておりません。常々、県、市との緊密な連携を強調されてこられた市長として、事業未着手の現状をどのようにおに考えになられるのか。また、事業箇所が特定された予算科目について、他の箇所に流用もしくは転用されるおそれはないのか。転用された場合、市長としてどのように対応されるのか市長の御所見をお伺いさせていただきます。

10 番目の質問は、二級河川賀茂川の耐震計画の進捗状況についてであります。

現在建設途上にある道の駅は中四国発の中心市街地での防災拠点施設たることが喧言され、事あるごとに安全・安心のまちづくりが進みつつあるように強調されていますが、県主導によって計画された賀茂川の耐震化計画については、住民説明が行われ用地買収計画も示されたにもかかわらず、一向に事業進展が見られません。今日段階における耐震計画への取り組み状況、進捗状況について市長はどのように認識されているのか、その御所見をお伺いさせていただきます。

11 番目の質問は、県営事業負担金に係る市長の認識についてであります。

国の直轄事業負担金につきましては、泉田裕彦新潟県知事や橋下徹大阪府知事の勇気あ

る直言により、廃止される方向で検討されているところであります。これを受けて、一部とはいえ、県営事業に係る市町村負担金を廃止した県もあらわれたところであります。広島県は、平成の大合併による分権改革のトップランナーたることを自認されているところであり、率先してこうした負担金制度改革に着手されるよう竹原市長としてまた広島県市長会副会長として、積極的に取り組まれるよう提言されるべきものと考えますが、市長の御所見をお伺いさせていただきます。

12番目の質問は、政府の政策変更に伴う予算執行停止と議会承認、議決に関する市長の認識についてであります。

自公連立政権の緊急経済対策として創設された子育て応援特別手当は、竹原市議会の議決を経て成立したにもかかわらず、議会承認もしくは議決を経ることなく11月広報において執行停止が告知されたところであります。民主主義は適正手続の厳格なる保証を求めています。まして議会制民主主義における予算の執行停止に係る権限は、行政における予算執行の独断専行を防ぐことを目的として、多様な民意によって選出、構成された議会にのみ与えられています。このことは官僚依存からの脱却と政治主導あるいは地域主権を唱道する政府決定を受けたことを考慮しても、なお一部に存在する議会軽視の対応であったとの批判を否定することはできません。まさに、議会と執行部との間における原理原則にかかわる問題であり、執行部の説明責任なり説明能力の問題でもあり、看過することはできない問題であろうかと思えます。この点について、市長の御所見をお伺いさせていただきます。

13番目の質問は、仁賀小学校統廃合に係る議会決議を受けての教育委員会の取り組み状況と、教育長と選任同意案を提出された市長の今日時点における認識についてであります。

仁賀小学校の統廃合問題につきましては、さきの市議会選挙の一大争点でもあったところであります。また、存続にかかる地元要望書の提出や総務文教委員会への参考人招致など議会世論を真っ二つにするほどの紆余曲折を経て採択された議会議決に対して、教育委員会はどのように取り組み、事態はどのように進展しているのか、あるいは事態は全く進展していないのか。これまでの取り組み状況を時系列を追って説明していただくとともに、教育長と教育長の教育委員への選任同意案を提出された責任を有する市長の今日時点における認識についてお伺いさせていただきます。

最後に、来年度の予算編成方針と財政規律に関する市長の認識について、お伺いさせて

いただきます。

民主党は大衆迎合、ポピュリズムと批判、やゆされながらもマニフェストを武器として歴史的な大勝を得、ついに悲願であった政権交代を実現しましたが、政策実現のための財源確保と事業見直しによる予算組み替えに懊悩し、試行錯誤を繰り返しているところであります。こうした苦境を受けて、子ども手当の財源を地方自治体へ一部負担、転嫁させることも一部で浮上しています。また、未曾有の竹原市経済の停滞感、閉塞感に覆われた市民、とりわけ商工業者の出口感のない不安心理の増幅と深化は、ともすればせつな的な財政出動による有効需要の創出要求に駆り立て、財政肥大化の危険性は高まりつつあるのではないかという危惧を持たざるを得ないのが現下の政治状況であります。

リーマン・ショックを受けて、策定実施された麻生政権の緊急経済対策は、税金による買収と批判され、民主党の子ども手当、農家への戸別所得補償、高速道路無料化等々についても節操なき大衆迎合主義、ポピュリズム批判がつきまとっているところであります。残念ながら現代民主政治が選挙制度によってしか行うことができない以上、有権者におもねることも全否定されるべきではないでしょう。しかしながら、それもまた財政資源に限りのあることを前提として行われるべきことであること。また、ひっきょう行政の借金は、行政サービスの削減と住民の負担、犠牲をもたらすものであること等々の観点から、際限のない財政肥大化に対する警戒心を解くことはできません。こうした観点から、来年度予算の編成方針と財政規律について、市長はどのように考えておられるのか、その御所見をお伺いさせていただきます。

以上でもって壇上での一般質問を終わらせていただきます。

議長（小坂智徳君） 順次、答弁願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 宮原議員の質問にお答えをいたします。

仁賀小学校統廃合に係る教育委員会の取り組みについては教育長がお答えをいたします。

国の平成22年度当初予算編成における公共工事予算総額枠については、概算要求段階で一定の縮減がなされており、行政刷新会議のワーキンググループによる事業仕分けにおいても、公共工事予算についての見直しや削減を図るべきとの判定が出されているところであります。しかしながら、これらの予算について直轄補助、維持といった事業種別ごとの扱いや地域に対する予算配分が不明であり、現時点において本市にどのような影響があ

るか予測しがたい状況にあります。

これまでも国に対して、公共事業の見直しについては地域の実情等を勘案の上、地域の意見等を十分尊重することなど全国市長会等を通じて要請しておりますが、本市といたしましては、引き続き国の予算編成等の状況を注視するとともに、情報収集を行い今後の状況を踏まえて対応を検討する必要があると考えております。

また、景気の二番底や雇用情勢への影響が懸念される中で、公共事業の圧縮による一層の景気悪化や雇用不安については、一義的には国が責任を持ってその対応をはかるべきものであり、本市としては国の対応に呼応して、地方自治体としての役割に応じた対応を図っていく必要があると考えております。

次に、地方交付税の見直しについての御質問であります。このたびの国の行政刷新会議のワーキンググループが行った事業仕分けにおいて、地方交付税に対し地方財政計画を客観的なものとすべきという意見や政策誘導を行うべきではないとの意見が多数あり、これらの点を踏まえた上で、抜本的な制度見直しを行う必要があると結論づけられたことは承知してるところであります。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する見地から、国税として国が地方にかわって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分するいわば地方の固有財源としての性格を有するものであります。しかしながら、本市においてはこれまでの三位一体の改革による地方交付税の大幅な減少によって、財政運営に大きな影響を受けたところであり、減額された地方交付税の復元、増額、また法定率の引き上げがされるべきと考えております。こうした考えについて、国に対し全国市長会を通じて要請しているところではありますが、地方交付税改革については、その制度の性格を踏まえ、地方と国の協議の場において、しっかりとした議論を得て行われるべきものと考えております。

次に、行政刷新会議による事業仕分けにより、都市計画道路忠海中央線や国道432号の整備事業がどのような結論をいただくのか、どのような位置づけになるのか、また不要不急事業として選定されるのかなど、制度の内容などについては不明な点が多く、現時点では本市にどのような影響があるのか予測しがたい状況にあります。

したがって、今後全国市長会や地方六団体が行う国と地方の協議の動向など十分見きわめた上で、必要な政策の実施や予算の確保など本市の行財政運営に支障が生じることのないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、政権交代後の中央省庁、県当局、竹原市の間における政策要望、予算措置要望などにつきましては、積極的に全国市長会や道路整備促進期成同盟会など国、県と連携し、関係機関に対しまして事業の早期完成が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、プレミアム商品券についてであります。伸び悩んでいる個人消費の拡大促進を図る目的で実施しているものであり、4月に販売しました商品券につきましては、地元店58%、大型店42%と地元店で使用された割合が多く、市内での消費拡大、促進が図られ多大な効果を生んだものと考えております。さらに、11月に販売しましたプレミアム商品券につきましては、前回のプレミアム商品券の効果を踏まえ、総額2億2,000万円に増額し、販売日を土曜日、日曜日にするなど、より多くの消費者への交流促進を図ったものであります。

今後11月に販売した商品券の使用状況を踏まえ、プレミアム商品券の販売については関係機関と効果を検証するとともに、今後の景気動向などを十分に見きわめた上で、来年度以降の継続発行について協議してまいりたいと考えております。

次に、5点目の御質問についてであります。我が国は昨年夏の夏以降、世界的な金融危機を発端とした景気の冷え込みによる生産活動の縮小などにより、雇用情勢は悪化しており、失業率は本年7月に過去最高の5.7%に達した後、8月に5.5%、9月に5.3%と低下したものの、依然として厳しい状況にあります。大学、高校等の新卒者の就職内定状況につきましては、9月末日時点で大学生が62.5%で前年同期を7.4ポイント、短大生が29%で前年同期を10.4ポイント、高校生が37.6%で前年同期を13.4ポイントそれぞれ下回っております。また、有効求人倍率につきましては、9月末日時点で全国が0.43倍で前年同期を0.4ポイント、県内が0.53倍で前年同期を0.44ポイント、ハローワーク竹原管内が0.52倍で前年同期を0.66ポイントそれぞれ下回っており、引き続き低水準で推移しております。市内企業の業況につきましては、引き続き行っている企業訪問等から一部には持ち直しているところも見受けられますが、雇用増に結びつくほどのものではなく、全体的には大変厳しい状況が続いており、本市の経済雇用情勢は極めて深刻な状況にあると認識しております。

こうした状況のもと、市内の中小企業の資金繰りを支援するため、今年度から資金の融資枠を拡充するとともに、緊急雇用対策基金事業や就職ガイダンスなど雇用の安定確保に向け、取り組んでいるところであります。今後とも広島県、商工会議所及びハローワーク

竹原などの関係機関と連携を密にし、市内企業への支援に努めるとともに、市内の皆様の暮らしと雇用を守り、地域経済の活性化を図るための対策に切れ目なく取り組んでまいりたいと考えております。

次に、道路特定財源の暫定税率についての御質問であります。民主党のマニフェストにおいて自動車関連諸税いわゆるガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率を廃止して、2.5兆円の減税を実施すると掲げられております。しかしながら、政府税制調査会においても環境税の導入の是非や全廃した場合に生じる地方の約8,000億円の減収に対する補てん策をめぐって、さまざまな議論がなされているなど、自動車関連諸税の暫定税率の廃止が最終的にどのようなになるのか先行きが不透明な状況にあります。

自動車関連諸税の暫定税率については、これまでも全国市長会を通じて極めて厳しい地方財政の状況、道路整備などの財政需要及び地球温暖化対策などの観点から、代替財源を示すことなく安易に廃止することのないように、国に対し要請をしているところであります。今後におきましても、引き続き本市として諸施策の推進のために、必要な財源が確保されるよう要請していく必要があると考えております。

次に、7点目の御質問についてであります。天池は大井新開の農地約24.9ヘクタールのかんがい用水として貴重な農業用水源であるとともに、洪水調整など防災機能を備え、地域の水辺空間として親しまれるなど、多面的な機能を有しているものと認識しているところであります。近年、都市化の進展により天池上流部の大井宿根地区を中心に上流からの土砂とあわせて生活雑排水も流入し、堆積した土砂により水の流れが悪くなり、ため池としての貯留効果や取水不良など機能が低下している状況にありました。このため、平成19年度より、地元自治会や管理組合等と協議する中で、天池内の堆積土砂のしゅんせつ工事や樋門の改修工事などを整備しているもので、今後とも引き続き地域の環境改善や水質改善を図るため、事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、県管理に係る砂防河川の整備促進につきましては、現地の状況を調査し、緊急度を考慮する中で施設管理者である広島県と協議しながら、維持補修等効果的な対策について検討してまいります。忠海長浜東側護岸高潮対策の進捗状況につきましては、一部関係者の協力が得られないなど課題がありますので、引き続き理解が得られるよう施設管理者である広島県と協議しながら取り組んでまいります。

二級河川賀茂川の耐震計画の進捗状況につきましては、現在本渡橋から河口部の間を耐

震対策工事として整備中であり、本年度完了予定となっております。また、成井地区につきましては、現在事業休止となっておりますが、浸水対策を図る上で必要な事業でありますので、引き続き早期着手に向け、県へ強く要望してまいります。

次に、１１点目の御質問についてであります。国の直轄事業負担金については、情報提供や負担のあり方など制度の見直しが進められているところであり、県営事業負担金についても全国市長会から全国知事会に対し、同様に負担金制度の見直しの要請を行っているところでもあります。こうした中、広島県では県営事業負担金について使途の内訳を明示する見直しが行われたところであり、制度全般については、今後国の直轄事業負担金の見直しの動向を踏まえ、検討していく方針であると聞いているところでもあります。本市としましては、今後の県の検討結果を踏まえ、その対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、１２点目の御質問についてであります。本年度国の補正予算を財源として国庫補助率１０分の１０で実施予定であった経済危機対策の子育て応援特別手当につきましては、本年１０月１５日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、執行停止することが明らかとなりました。本市におきましては、当該手当の実施に向け本年第３回市議会定例会において補正予算の議決をいただき、執行に向けた準備を進めていたところですが、とりわけＤＶ被害者については１０月１日から１０月３０日までの間に事前申請を要することから、広報紙及びホームページにより市民の皆様へ周知いたしておりました。しかしながら、国の執行停止という状況において財源確保ができないことから、本市におきましても本手当を中止し、補正予算の執行を停止せざるを得なくなったものであります。

このことにつきましては、広報たけはら１１月５日号及びホームページで市民の皆様へ周知いたしたところであります。本来ならば、直ちに減額補正の提案をすべきところですが、既に執行済みの事務費等につきましては、厚生労働省通知において適切に対応したいと考えており、要綱の廃止等含め追って御連絡いたしますとなっており、予算の減額補正につきましては、それらが明確になった段階で御提案いたしたいと考えております。今後とも議会との連携を図り、予算執行してまいりたいと考えております。

次に、来年度の予算編成方針と財政規律についての御質問であります。長期化する景気低迷の影響により、企業収益の悪化、雇用情勢や個人消費の低迷が続いており、これらに起因し本市の財政状況は引き続き厳しい状況が続くものと考えております。こうした中

においても、さきに策定した第5次総合計画に基づき人口減少、少子・高齢化、産業振興などの喫緊の課題の解決に向け、真に必要な事業を積極的に推し進めていくとともに、施策や事務事業の適切な選択と集中を図り、内部管理経費の縮減や財源確保の取り組みを進め、財政見通しを踏まえた実施計画に基づき、限りある財源の効率的、効果的な配分を行うなど計画的な財政運営に努める必要があると考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（小坂智徳君） 教育長、答弁。

教育長（前原直樹君） 仁賀小学校の統廃合問題につきまして教育委員会としての取り組み状況を私からお答えいたします。

まず、平成15年8月の竹原市立小・中学校適正配置懇話会答申を尊重して、子供の教育の質を考え、複式学級の解消を最優先に小・中学校の適正配置に取り組んでまいりました。仁賀小学校につきましては、平成15年度から保護者、地域の方々と十数回の話し合いの後、平成18年2月、教育委員会議において平成19年度から休校することを決定いたしました。その休校決定について、保護者、地域の理解を得ることができず、また平成18年3月に議会の休校撤回を求める決議が議決されたことや広島弁護士会の勧告を重く受けとめ、総合的に判断して平成18年11月に、当分の間休校を延期することを決定いたしました。その際、附帯意見として、児童数1名の学年が3つ以上となった場合または平成23年の仁賀ダム完成時に人口の動向等を見きわめて、保護者、地域の理解を得る中で、統廃合について改めて協議をしていくとしております。

平成19年2月に休校延期について地元説明会を開催し、それ以降は保護者との話し合いは行っていない状況でありました。しかしながら、本年3月の市議会定例会において、早期統廃合を求める決議が議決されたことを真摯に受けとめ、教育委員会として改めて取り組みを始めたところであります。

まず、本年度当初から自治会長を初め地元関係者との連絡調整に取り組み、本年6月3日には仁賀小学校全保護者と私を初め事務局員3名との懇談会を持つことができました。当初、これまでの教育委員会の取り組みに対する強い不信感を述べられるとともに、改めて仁賀小学校の存続について強い要望が出されましたが、一方では仁賀小学校の教育の中身についての評価や課題についても率直に話し合うことができました。

次に、去る10月22日には、保護者代表と教育委員会次長及び学務課長が、将来的な入学児童数を念頭に、平成23年のダム完成時に向けた今後の対応について協議を行いま

した。平成23年度まではそっとしておいてほしい、しばらくは冷却期間が必要であるなどの御意見をいただく中で、十分な進展を得ることはできておりませんが、引き続き意見交換や情報提供を行うなどの継続した協議の必要性についての理解を得たところであります。

なお、このことが竹原市民に注目されている事案であることから、早期解決を図るべく鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますが、これまでの経緯を顧みましても、まずは保護者等の理解を得るよう関係改善に努め、しかる後に早期に統廃合問題が解決できるよう引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私からの答弁を終わります。

議長（小坂智徳君） 3番。

3番（宮原忠行君） できれば1時間以内で終わりたいと思います。

第1番目の質問なんですけれども、コンクリートから人へという民主党の政策理念です。これまでの国の国土政策が均衡ある国土発展ということで、公共事業予算を通して中央から地方への所得移転をされてきたというのが経済学なり財政学の基本的な理解であります。中央政府が大都市から集めた税金をもって、それをそれぞれのある意味均衡発展のおくれた地域へ公共事業予算として配分し、そこで公共工事が行われそして雇用が行われたと。

とりわけ戦後といいますか、特に田中角栄元首相の時代で言えば、かつての貧しい東北、北陸あるいは北海道も九州もそうですけれども、出稼ぎに行って所得補償といいますか生活資金を得て、なんとかかんとか家計を支えるという、ある意味その貧しさを脱却するためにどうあるべきかということの中で、公共事業予算が中央から地方へと所得移転をされて、ある程度のある程度といいますか、自民党の加藤紘一代議員なんかからいえば、戦後最も発達した社会主義経済といいますか国家社会主義経済というかそういうふうな形で議論がなされ、そしてまたその一方において、膨大な先進国で第一位と言われるまさに未曾有の国家財政、これを国家財政の借金です、国債です、国債残高を抱えてきたと。そうして、その国債残高のある意味天文学的なその積み重ねによって、我が国における国債なり円です通貨です、これへの信任が揺らいで円売りが行われたりすれば、金利が上昇して経済が一遍に吹き飛ぶよという、こういうある意味オオカミ少年の話のような中から小泉構造改革において、まさに需要の問題ではなく供給サイド、サプライサイドの問題として大幅なある意味市場原理主義に基づくその合理化といいますか、それがなされてきたわ

けであります。

財政における最大の合理化政策というのが三位一体改革として行われ、地方の特に公共事業を中心とした地方経済というのは大きく疲弊をしたと言われておるわけであります。そこでさらに、そこでさらに今度コンクリートから人へという形によって、例えば子ども手当であるとか高校教育の無償化とかということになれば、地方財政で言えば義務的経費とか扶助費がふえてくるわけでありますから、当然財政構造の中に占める投資的経費、公共工事等の、これは縮減になってきます。私はそういう話になるじゃろうと思うんです。そうすると、今まさに小泉構造改革以降、さきの8月30日の政治決戦は、まさに疲弊した地方の反乱の戦いであつたとも言えるわけです。

そうしますと、ただでさえ今竹原市経済における公共工事関連といいますか、竹原商工会議所で言えば建設部会ということになりますか、ここにおきましては非常に大きな竹原市の財政運営に対する非難なり、どういいますかそうした予算をふやしてほしい、何とか竹原市の中で生き残るだけの公共事業を発注してほしいという渴望にも似た願いがあるわけであります。特に、建設業の中でも特に建築関係です、住宅関係で言えばある意味政府の失敗と言われておる建築基準法の改正によりまして、非常に建築確認申請が長引いて、住宅需要というものが大きく落ち込んできたところへもってきて、今度のリーマン・ショックです。ほで、私が何を言いたいかといいますと、とりわけ建築関連におきましては、さきの議会でも若干申し上げたかも知れませんが、とりわけこの10年間66人を超す自殺者をこの竹原市は出しとるわけです。そして、ここ1年においてもやはり建設関連における下請といいますか、例えば内装関係とかそうしたところの残念ながらみずから命を絶って清算をしなければならないという、非常に不幸なあるいは嘆かわしい、そして政治の力で何とかしてやることできないかというそういう無念な思いもあるわけであります。

そうした中で、なるほどコンクリートから人へというある意味マクロといいますか、例えば都市部を中心にしたことを考えれば、その政策は整合性を持つのでありましょうけれども、竹原市のような地方経済にとっては、やはり公共事業もまた一つの大きな柱でありますから、そのこのところの予算というものが一定程度確保されなければ地域経済は崩壊するとか、次から次へと自営業者といいますか小さなそうした工業者といいますか、がみずから命を絶つというこの悲劇を断ち切ることができないという、まさに深刻な経済危機の状況にあると思うわけであります。

今まさに、市長選挙が行われようとしておるわけで、私は微妙な時期の一般質問とさせていただきました。本来ならば、でき得ればでき得ればです、でき得ればお二方を前にしてお二方から答弁をいただけるような場があれば一番いいわけでありますけれども、なかなか現行の議会制度の中ではそういうこともいきません。そこで、私としましては一定の問題提起にとどめさせていただくことといたしまして、またこの１２月２０日に行われるであろう市長選挙を受けた後の議会において、再び質問させていただくなり、この私自身の政策課題といいますかを追及をしていきたいと思います。

ほで、もし何かあればでありますけれども、時間も１時間以内ということでお約束しましたので、私の一般質問は、以上でもって終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（小坂智徳君） 以上をもって宮原忠行君の一般質問を終結いたします。

明１２月１日午前１０時より会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後３時５９分 散会